

平成17年度 所管公益法人等との間で締結された随意契約の緊急点検結果等について（法務省）

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
1	独立行政法人国立印刷局	署名用紙印刷	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 原 優 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成17年6月1日	2,730,000	印刷に係る特別な技術を有するものが契約業者1社であり、競争を許さないため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
2	独立行政法人国立印刷局	在留資格認定証明書印刷	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 原 優 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成17年5月16日	2,910,600	印刷に係る特別な技術(特許)を有するものが契約業者1社であり、競争を許さないため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
3	独立行政法人国立印刷局	平成16年度人権教育及び人権啓発に関する施策についての年次報告(案) 平成16年度人権教育及び人権啓発に関する施策についての年次報告(国会提出用) 平成17年版人権教育・啓発白書(CD-ROM付)印刷	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 原 優 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成17年4月28日	3,805,000	本件印刷物は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第8条に規定される年次報告、いわゆる「法定白書」に当たるところ、法定白書については、毎年、当該年次の報告を、年次終了後、直近の通常国会において行うこととされ、報告時期を逸することは許されない。そこで、ノウハウと熟練度を有する契約業者の協力を得つつ、作業を進めることが必要不可欠であり、かつ、契約業者は、唯一、同印刷物の版下を有していることから、同業他社に比して大幅に経費の削減ができるため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号口)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	
4	独立行政法人国立印刷局	再入国許可書(印字用)印刷	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 原 優 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成17年12月20日	4,620,000	印刷に係る特別な技術(特許)を有するものが契約業者1社であり、競争を許さないため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
5	独立行政法人国立印刷局	再入国許可書印刷	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 原 優 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成17年4月1日	6,380,000	印刷に係る特別な技術(特許)を有するものが契約業者1社であり、競争を許さないため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
6	独立行政法人国立印刷局	上陸許可証印等シール印刷	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 原 優 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成17年4月1日	99,076,000	印刷に係る特別な技術(特許)を有するものが契約業者1社であり、競争を許さないため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第1号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
7	独立行政法人国立印刷局	登記印紙の製造	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 原 優 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成17年4月1日	133,210,666	すき入紙製造取締法の規定に基づき、契約業者のほかに政府の許可を得た業者がないことから、競争を許さないため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	単価契約 10,000枚当たり12,052円 ほか 9件
8	独立行政法人国立印刷局	官報公告掲載	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 原 優 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成17年4月1日	17,285,625	官報への公告等掲載業務は、独立行政法人国立印刷局のみが行う業務であるため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	単価契約 各種財団1件 当たり 5,460円 ほか5件
9	日本郵政公社	後納郵便料	支出負担行為担当官 公安調査庁総務部長 久保田明広 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成17年4月1日	1,850,390	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の規定に基づき、日本郵政公社のほかに一般信書便事業を営むための許可を受けている者がいないことから、競争を許さないため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
10	日本郵政公社	後納郵便料	支出負担行為担当官 広島入国管理局長 石田 茂 (広島市中区上八丁堀6-30)	平成17年4月1日	1,626,436	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の規定に基づき、日本郵政公社のほかに一般信書便事業を営むための許可を受けている者がいないことから、競争を許さないため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
11	日本郵政公社	後納郵便料	支出負担行為担当官 高松入国管理局長 宮内大介 (香川県高松市丸の内1-1)	平成17年4月1日	2,481,562	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の規定に基づき、日本郵政公社のほかに一般信書便事業を営むための許可を受けている者がいないことから、競争を許さないため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
12	日本郵政公社	後納郵便料	支出負担行為担当官 山形地方検察庁検事正 平田建喜 (山形県山形市大手町1-32)	平成17年4月1日	3,117,260	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の規定に基づき、日本郵政公社のほかに一般信書便事業を営むための許可を受けている者がいないことから、競争を許さないため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
13	日本郵政公社	後納郵便料	支出負担行為担当官 仙台地方検察庁検事正 別府英明 (仙台市青葉区片平1-3-1)	平成17年4月1日	5,013,542	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の規定に基づき、日本郵政公社のほか一般信書便事業を営むための許可を受けている者がいないことから、競争を許さないため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
14	日本郵政公社	後納郵便料	支出負担行為担当官 大阪地方検察庁検事正 中尾 巧 (大阪府大阪市福島1-1-60)	平成17年4月1日	18,267,590	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の規定に基づき、日本郵政公社のほか一般信書便事業を営むための許可を受けている者がいないことから、競争を許さないため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
15	日本郵政公社	後納郵便料	支出負担行為担当官 大阪法務局長 梅津和宏 (大阪市中央区谷町2丁目1番17号 大阪第二法務合同庁舎)	平成17年4月1日	4,326,960	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の規定に基づき、日本郵政公社のほか一般信書便事業を営むための許可を受けている者がいないことから、競争を許さないため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
16	日本郵政公社	後納郵便料	支出負担行為担当官 大津地方法務局長 柿村 清 (滋賀県大津市京町3-1-1)	平成17年4月1日	1,666,658	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の規定に基づき、日本郵政公社のほか一般信書便事業を営むための許可を受けている者がいないことから、競争を許さないため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
17	日本郵政公社	後納郵便料	支出負担行為担当官 福岡入国管理局長 高山 泰 (福岡市博多区下臼井778-1福岡 空港国内線第3ターミナルビル内)	平成17年4月1日	4,390,013	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の規定に基づき、日本郵政公社のほか一般信書便事業を営むための許可を受けている者がいないことから、競争を許さないため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
18	日本郵政公社	後納郵便料	支出負担行為担当官代理 名古屋入国管理局総務課長補佐 下畝地林 (名古屋市中区三の丸4-3-1)	平成17年4月1日	13,454,885	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の規定に基づき、日本郵政公社のほかに一般信書便事業を営むための許可を受けている者がいないことから、競争を許さないため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
19	日本郵政公社	後納郵便料	支出負担行為担当官 大阪入国管理局長 稲見敏夫 (大阪府大阪市中央区谷町2丁目1-17)	平成17年4月1日	7,666,734	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の規定に基づき、日本郵政公社のほかに一般信書便事業を営むための許可を受けている者がいないことから、競争を許さないため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
20	日本郵政公社	後納郵便料	支出負担行為担当官 盛岡地方検察庁検事正 吉田博視 (岩手県盛岡市内丸8-20)	平成17年4月1日	3,937,440	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の規定に基づき、日本郵政公社のほかに一般信書便事業を営むための許可を受けている者がいないことから、競争を許さないため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
21	日本郵政公社	後納郵便料	支出負担行為担当官 仙台入国管理局長 重見一崇 (仙台市宮城野区五輪1-3-20)	平成17年4月1日	3,444,653	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の規定に基づき、日本郵政公社のほかに一般信書便事業を営むための許可を受けている者がいないことから、競争を許さないため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
22	日本郵政公社	後納郵便料	支出負担行為担当官 京都地方検察庁検事正 津田賛平 (京都市上京区新町通下長者町下る 両御霊町82)	平成17年4月1日	7,196,930	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の規定に基づき、日本郵政公社のほかに一般信書便事業を営むための許可を受けている者がいないことから、競争を許さないため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
23	日本郵政公社	後納郵便料	支出負担行為担当官 秋田地方検察庁検事正 水落徹男 (秋田県秋田市山王7-1-2)	平成17年4月1日	2,998,910	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の規定に基づき、日本郵政公社のほか一般信書便事業を営むための許可を受けている者がいないことから、競争を許さないため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
24	日本郵政公社	後納郵便料	支出負担行為担当官 千葉地方検察庁検事正 神垣清水 (千葉市中央区中央4-11-1)	平成17年4月1日	14,189,659	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の規定に基づき、日本郵政公社のほか一般信書便事業を営むための許可を受けている者がいないことから、競争を許さないため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
25	日本郵政公社	後納郵便料	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 原 優 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成17年4月1日	42,273,442	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の規定に基づき、日本郵政公社のほか一般信書便事業を営むための許可を受けている者がいないことから、競争を許さないため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
26	日本郵政公社	後納郵便料	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 大森淳 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成17年4月1日	2,763,900	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の規定に基づき、日本郵政公社のほか一般信書便事業を営むための許可を受けている者がいないことから、競争を許さないため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
27	東日本電信電話(株)	電話料等	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 大森淳 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成17年4月1日	10,600,000	電話料金等については、競争の余地はあるものの、電話料金等の各プランはいずれも関係業者の約款に定められているものであり、一般競争入札による価格競争を行うことは現実的でない。そこで、法務省においては、各業者の料金プランを比較検討した上、法務省の電話等の利用形態に合った最も経済的と考えられるプランを選定し、該当の業者と随意契約したもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないものの、引き続き、企画競争を実施)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
28	東日本電信電話 (株)	電話料等	支出負担行為担当官 公安調査庁総務部長 久保田明広 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成17年4月1日	27,789,703	電話料金等については、競争の余地はあるものの、電話料金等の各プランはいずれも関係業者の約款に定められているものであり、一般競争入札による価格競争を行うことは現実的でない。そこで、法務省においては、各業者の料金プランを比較検討した上、法務省の電話等の利用形態に合った最も経済的と考えられるプランを選定し、該当の業者と随意契約したもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないものの、引き続き、企画競争を実施)	
29	東日本電信電話 (株)	電話料等	支出負担行為担当官 高松入国管理局長 宮内大介 (香川県高松市丸の内1-1)	平成17年4月1日	2,319,431	電話料金等については、競争の余地はあるものの、電話料金等の各プランはいずれも関係業者の約款に定められているものであり、一般競争入札による価格競争を行うことは現実的でない。そこで、法務省においては、各業者の料金プランを比較検討した上、法務省の電話等の利用形態に合った最も経済的と考えられるプランを選定し、該当の業者と随意契約したもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないものの、引き続き、企画競争を実施)	
30	東日本電信電話 (株)	電話料等	支出負担行為担当官 山形地方検察庁検事正 平田建喜 (山形県山形市大手町1-32)	平成17年4月1日	3,554,366	電話料金等については、競争の余地はあるものの、電話料金等の各プランはいずれも関係業者の約款に定められているものであり、一般競争入札による価格競争を行うことは現実的でない。そこで、法務省においては、各業者の料金プランを比較検討した上、法務省の電話等の利用形態に合った最も経済的と考えられるプランを選定し、該当の業者と随意契約したもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないものの、引き続き、企画競争を実施)	
31	東日本電信電話 (株)	電話料等	支出負担行為担当官 水戸地方検察局長 竹谷喜文 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成17年4月1日	6,359,598	電話料金等については、競争の余地はあるものの、電話料金等の各プランはいずれも関係業者の約款に定められているものであり、一般競争入札による価格競争を行うことは現実的でない。そこで、法務省においては、各業者の料金プランを比較検討した上、法務省の電話等の利用形態に合った最も経済的と考えられるプランを選定し、該当の業者と随意契約したもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないものの、引き続き、企画競争を実施)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
32	東日本電信電話(株)	電話料等	支出負担行為担当官 青森地方検察庁検事正 渋谷勇治 (青森市長島1-3-25)	平成17年4月1日	3,230,952	電話料金等については、競争の余地はあるものの、電話料金等の各プランはいずれも関係業者の約款に定められているものであり、一般競争入札による価格競争を行うことは現実的でない。そこで、法務省においては、各業者の料金プランを比較検討した上、法務省の電話等の利用形態に合った最も経済的と考えられるプランを選定し、該当の業者と随意契約したもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないものの、引き続き、企画競争を実施)	
33	東日本電信電話(株)	電話料等	支出負担行為担当官 仙台地方検察庁検事正 別府英明 (仙台市青葉区片平1-3-1)	平成17年4月1日	4,924,055	電話料金等については、競争の余地はあるものの、電話料金等の各プランはいずれも関係業者の約款に定められているものであり、一般競争入札による価格競争を行うことは現実的でない。そこで、法務省においては、各業者の料金プランを比較検討した上、法務省の電話等の利用形態に合った最も経済的と考えられるプランを選定し、該当の業者と随意契約したもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないものの、引き続き、企画競争を実施)	
34	東日本電信電話(株)	電話料等	支出負担行為担当官 大阪地方検察庁検事正 中尾 巧 (大阪府大阪市福島1-1-60)	平成17年4月1日	7,004,775	電話料金等については、競争の余地はあるものの、電話料金等の各プランはいずれも関係業者の約款に定められているものであり、一般競争入札による価格競争を行うことは現実的でない。そこで、法務省においては、各業者の料金プランを比較検討した上、法務省の電話等の利用形態に合った最も経済的と考えられるプランを選定し、該当の業者と随意契約したもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないものの、引き続き、企画競争を実施)	
35	東日本電信電話(株)	電話料等	支出負担行為担当官 大津地方検察庁検事正 柿村 清 (滋賀県大津市京町3-1-1)	平成17年4月1日	3,759,233	電話料金等については、競争の余地はあるものの、電話料金等の各プランはいずれも関係業者の約款に定められているものであり、一般競争入札による価格競争を行うことは現実的でない。そこで、法務省においては、各業者の料金プランを比較検討した上、法務省の電話等の利用形態に合った最も経済的と考えられるプランを選定し、該当の業者と随意契約したもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないものの、引き続き、企画競争を実施)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
36	東日本電信電話(株)	電話料等	支出負担行為担当官代理 名古屋入国管理局総務課長補佐 下畝地林 (名古屋市中区三の丸4-3-1)	平成17年4月1日	11,278,695	電話料金等については、競争の余地はあるものの、電話料金等の各プランはいずれも関係業者の約款に定められているものであり、一般競争入札による価格競争を行うことは現実的でない。そこで、法務省においては、各業者の料金プランを比較検討した上、法務省の電話等の利用形態に合った最も経済的と考えられるプランを選定し、該当の業者と随意契約したもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないものの、引き続き、企画競争を実施)	
37	東日本電信電話(株)	電話料等	支出負担行為担当官 盛岡地方検察庁検事正 吉田博視 (岩手県盛岡市内丸8-20)	平成17年4月1日	4,921,057	電話料金等については、競争の余地はあるものの、電話料金等の各プランはいずれも関係業者の約款に定められているものであり、一般競争入札による価格競争を行うことは現実的でない。そこで、法務省においては、各業者の料金プランを比較検討した上、法務省の電話等の利用形態に合った最も経済的と考えられるプランを選定し、該当の業者と随意契約したもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないものの、引き続き、企画競争を実施)	
38	東日本電信電話(株)	電話料等	支出負担行為担当官 千葉地方検察庁検事正 神垣清水 (千葉市中央区中央4-11-1)	平成17年4月1日	9,079,747	電話料金等については、競争の余地はあるものの、電話料金等の各プランはいずれも関係業者の約款に定められているものであり、一般競争入札による価格競争を行うことは現実的でない。そこで、法務省においては、各業者の料金プランを比較検討した上、法務省の電話等の利用形態に合った最も経済的と考えられるプランを選定し、該当の業者と随意契約したもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないものの、引き続き、企画競争を実施)	
39	東日本電信電話(株)	電話料等	支出負担行為担当官 長崎地方検察庁検事正 樋口健児 (長崎県長崎市万才町8-16)	平成17年4月1日	4,680,378	電話料金等については、競争の余地はあるものの、電話料金等の各プランはいずれも関係業者の約款に定められているものであり、一般競争入札による価格競争を行うことは現実的でない。そこで、法務省においては、各業者の料金プランを比較検討した上、法務省の電話等の利用形態に合った最も経済的と考えられるプランを選定し、該当の業者と随意契約したもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないものの、引き続き、企画競争を実施)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
40	東日本電信電話(株)	電話料等	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 原 優 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成17年4月1日	29,929,582	電話料金等については、競争の余地はあるものの、電話料金等の各プランはいずれも関係業者の約款に定められているものであり、一般競争入札による価格競争を行うことは現実的でない。そこで、法務省においては、各業者の料金プランを比較検討した上、法務省の電話等の利用形態に合った最も経済的と考えられるプランを選定し、該当の業者と随意契約したもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないものの、引き続き、企画競争を実施)	
41	東日本電信電話(株)	電話料等	支出負担行為担当官 熊本地方検察庁検事正 匹田信幸 (熊本県熊本市京町1-12-11)	平成17年4月1日	1,742,880	電話料金等については、競争の余地はあるものの、電話料金等の各プランはいずれも関係業者の約款に定められているものであり、一般競争入札による価格競争を行うことは現実的でない。そこで、法務省においては、各業者の料金プランを比較検討した上、法務省の電話等の利用形態に合った最も経済的と考えられるプランを選定し、該当の業者と随意契約したもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないものの、引き続き、企画競争を実施)	
42	東日本電信電話(株)	電話料等	支出負担行為担当官 佐賀地方検察庁検事正 井内顯策 (佐賀県佐賀市中の小路5-25)	平成17年4月1日	2,476,057	電話料金等については、競争の余地はあるものの、電話料金等の各プランはいずれも関係業者の約款に定められているものであり、一般競争入札による価格競争を行うことは現実的でない。そこで、法務省においては、各業者の料金プランを比較検討した上、法務省の電話等の利用形態に合った最も経済的と考えられるプランを選定し、該当の業者と随意契約したもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないものの、引き続き、企画競争を実施)	
43	東日本電信電話(株)	電話料等	支出負担行為担当官 秋田地方検察庁検事正 水落徹男 (秋田県秋田市山王7-1-2)	平成17年4月1日	3,574,422	電話料金等については、競争の余地はあるものの、電話料金等の各プランはいずれも関係業者の約款に定められているものであり、一般競争入札による価格競争を行うことは現実的でない。そこで、法務省においては、各業者の料金プランを比較検討した上、法務省の電話等の利用形態に合った最も経済的と考えられるプランを選定し、該当の業者と随意契約したもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないものの、引き続き、企画競争を実施)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
44	東日本電信電話 (株)	電話料等	支出負担行為担当官 仙台入国管理局長 重見一崇 (仙台市宮城野区五輪1-3-20)	平成17年4月1日	3,567,021	電話料金等については、競争の余地はあるものの、電話料金等の各プランはいずれも関係業者の約款に定められているものであり、一般競争入札による価格競争を行うことは現実的でない。そこで、法務省においては、各業者の料金プランを比較検討した上、法務省の電話等の利用形態に合った最も経済的と考えられるプランを選定し、該当の業者と随意契約したもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないものの、引き続き、企画競争を実施)	
45	東日本電信電話 (株)	電話料等	支出負担行為担当官 京都地方検察庁検事正 津田賛平 (京都市上京区新町通下長者町下る 両御霊町82)	平成17年4月1日	5,047,443	電話料金等については、競争の余地はあるものの、電話料金等の各プランはいずれも関係業者の約款に定められているものであり、一般競争入札による価格競争を行うことは現実的でない。そこで、法務省においては、各業者の料金プランを比較検討した上、法務省の電話等の利用形態に合った最も経済的と考えられるプランを選定し、該当の業者と随意契約したもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないものの、引き続き、企画競争を実施)	
46	日本放送協会	放送受信料	支出負担行為担当官 公安調査庁総務部長 久保田明広 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成17年4月1日	2,154,350	放送法第32条の規定により、日本放送協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、同協会とその放送の受信についての契約をしなければならないとされていることから、同協会と随意契約したもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
47	日本放送協会	放送受信料 (カラー契約 6, 80 3台、衛生カラー契約 1, 381 台)	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 原 優 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成17年4月1日	131,032,305	放送法第32条の規定により、日本放送協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、同協会とその放送の受信についての契約をしなければならないとされていることから、同協会と随意契約したもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
48	関西国際空港 (株)	PTB専用部分空調及び管理費	支出負担行為担当官 大阪入国管理局長 稲見敏夫 (大阪府大阪市中央区谷町2-1-18)	平成17年4月1日	71,872,855	関西空港支局の空調費及び空調管理費であるところ、PTB施設は関西国際空港(株)が空調等を中央集中管理していることから、同社と随意契約したもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
49	関西国際空港 (株)	CIQ土地賃貸借	支出負担行為担当官 大阪入国管理局長 稲見敏夫 (大阪府大阪市中央区谷町2-1-18)	平成17年4月1日	12,839,615	関西国際空港島内に官署を設ける必要があるため、同空港島の土地の所有者である関西国際空港(株)と随意契約したもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
50	関西国際空港 (株)	CIQ及びPTB合同庁舎分担金電気 料水道料等	支出負担行為担当官 大阪入国管理局長 稲見敏夫 (大阪府大阪市中央区谷町2-1-18)	平成17年4月1日	25,495,753	CIQ及びPTB合同庁舎で使用する電気、水道、温 冷熱等の分担金を支払うものであり、施設を管理し ている関西国際空港(株)と随意契約したもの。(会 計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第1 02条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
51	関西国際空港 (株)	PTB土地賃貸借	支出負担行為担当官 大阪入国管理局長 稲見敏夫 (大阪府大阪市中央区谷町2-1-18)	平成17年4月1日	15,352,839	関西国際空港島内に官署を設ける必要があるため、同空港島の土地の所有者である関西国際空港(株)と随意契約したもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
52	成田国際空港 (株)	成田国際空港における自動放送 表示施設を使用するフライト情報の提供	支出負担行為担当官代理 東京入国管理局次長 大和田高道 (東京都港区港南5-5-30)	平成17年4月1日	10,735,200	成田国際空港におけるフライト情報を迅速かつ、一 元的に把握している成田国際空港(株)から同情報の 提供を受ける必要があるため、随意契約としたもの。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会 計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
53	成田国際空港 (株)	成田国際空港第二旅客ターミナル ビルディングにおける受変電施設 等の使用料	支出負担行為担当官代理 東京入国管理局次長 大和田高道 (東京都港区港南5-5-30)	平成17年4月1日	17,065,560	成田国際空港の変電施設等は、成田国際空港 (株)社が所有するため、同社と随意契約したもの。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会 計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
54	成田国際空港 (株)	成田国際空港第一旅客ターミナル ビルディングにおける受変電施設 等の使用料	支出負担行為担当官代理 東京入国管理局次長 大和田高道 (東京都港区港南5-5-30)	平成17年4月1日	18,892,461	成田国際空港の変電施設等は、成田国際空港 (株)社が所有するため、同社と随意契約したもの。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会 計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
55	成田国際空港 (株)	成田国際空港第一旅客ターミナル ビルディングにおける空気調和及 び換気の需給	支出負担行為担当官代理 東京入国管理局次長 大和田高道 (東京都港区港南5-5-30)	平成17年4月1日	27,953,460	成田国際空港の施設は、成田国際空港(株)が一 元的に管理しているため、同社と随意契約したもの。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会 計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
56	成田国際空港 (株)	成田国際空港第二旅客ターミナル ビルディングにおける空気調和及 び換気の需給	支出負担行為担当官代理 東京入国管理局次長 大和田高道 (東京都港区港南5-5-30)	平成17年4月1日	42,744,612	成田国際空港の施設は、成田国際空港(株)が一元的に管理しているため、同社と随意契約したものの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
57	成田国際空港 (株)	成田国際空港第二旅客ターミナル ビルディングにおける受変電施設 等の維持管理費用の分担	支出負担行為担当官代理 東京入国管理局次長 大和田高道 (東京都港区港南5-5-30)	平成17年4月1日	1,978,453	成田国際空港の施設は、成田国際空港(株)が一元的に管理しているため、同社と随意契約したものの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
58	成田国際空港 (株)	成田国際空港第一旅客ターミナル ビルディングにおける受変電施設 等の維持管理費用の分担	支出負担行為担当官代理 東京入国管理局次長 大和田高道 (東京都港区港南5-5-30)	平成17年4月1日	3,676,887	成田国際空港の施設は、成田国際空港(株)が一元的に管理しているため、同社と随意契約したものの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
59	成田国際空港 (株)	成田国際空港内において使用する電気・上下水・中水・温水・冷水・ 高温水及び厨房排水の需給	支出負担行為担当官代理 東京入国管理局次長 大和田高道 (東京都港区港南5-5-30)	平成17年4月1日	54,732,868	成田国際空港の施設は、成田国際空港(株)が一元的に管理しているため、同社と随意契約したものの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
60	北海道旅客鉄道 (株)	旭川地方務局分室建物賃賃借	支出負担行為担当官 旭川地方務局長 本間 透 (北海道旭川市花咲町4-2272)	平成17年4月1日	10,393,740	契約の目的物が、分室の施設として諸要件を満たす物件であり、ほかに代替を求めることができないため、契約業者と随意契約したもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
61	北海道旅客鉄道 (株)	旭川地方務局分室電気需給	支出負担行為担当官 旭川地方務局長 本間 透 (北海道旭川市花咲町4-2272)	平成17年4月1日	3,992,095	契約業者から賃借している施設で使用する電力の分担金を支払うものであり、同者と随意契約したもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
62	(財)民事法務協会	供託相談業務	支出負担行為担当官 横浜地方務局長 新井克美 (横浜市中区北仲通5-57)	平成17年4月1日	3,925,167	供託相談業務は、供託所を訪れる者に対し、供託手続のほか供託に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①供託法及び民事法に関する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約したもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
63	(財)民事法務協会	供託相談業務	支出負担行為担当官 大阪法務局長 梅津和宏 (大阪市中央区谷町2丁目1-17)	平成17年4月1日	3,851,633	供託相談業務は、供託所を訪れる者に対し、供託手続のほか供託に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①供託法及び民事法に関する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円
64	(財)民事法務協会	供託相談業務	支出負担行為担当官代理 京都地方法務局首席登記官(不動産登記担当) 田中 尚 (京都市上京区荒神口河原町東入上生洲町197)	平成17年4月1日	3,935,189	供託相談業務は、供託所を訪れる者に対し、供託手続のほか供託に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①供託法及び民事法に関する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月 371,542円
65	(財)民事法務協会	供託相談業務	支出負担行為担当官 東京法務局長 石井政治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成17年4月1日	7,827,458	供託相談業務は、供託所を訪れる者に対し、供託手続のほか供託に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①供託法及び民事法に関する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
66	(財)民事法務協会	供託相談業務	支出負担行為担当代理 神戸地方法務局上席訟務官 山崎 徹 (兵庫県神戸市中央区波止場町1-1)	平成17年4月1日	3,950,733	供託相談業務は、供託所を訪れる者に対し、供託手続のほか供託に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①供託法及び民事法に関する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円
67	(財)民事法務協会	国籍相談業務	支出負担行為担当官 横浜地方法務局長 新井克美 (横浜市中区北仲通5-57)	平成17年4月1日	12,314,255	国籍相談業務は、主に日本に帰化を希望する者や国籍取得及び国籍離脱等の申し出をする者に対する相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①国籍法及び涉外戸籍等に関する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から企画競争を実施)	単価契約 1人月当たり 371,542円
68	(財)民事法務協会	国籍相談業務	支出負担行為担当官 大阪法務局長 梅津和宏 (大阪市中央区谷町2丁目1-17)	平成17年4月1日	34,784,673	国籍相談業務は、主に日本に帰化を希望する者や国籍取得及び国籍離脱等の申し出をする者に対する相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①国籍法及び涉外戸籍等に関する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から企画競争を実施)	単価契約 1人月当たり 371,542円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
69	(財)民事法務協会	国籍相談業務	支出負担行為担当官 千葉地方法務局長 板谷浩禎 (千葉市中央区中央港1-11-3)	平成17年4月1日	11,984,907	国籍相談業務は、主に日本に帰化を希望する者や国籍取得及び国籍離脱等の申し出をする者に対する相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①国籍法及び涉外戸籍等に関する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から企画競争を実施)	単価契約 1人月当たり 371,542円
70	(財)民事法務協会	国籍相談業務	支出負担行為担当官代理 さいたま地方法務局次長 吉越満男 (埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成17年4月1日	17,192,086	国籍相談業務は、主に日本に帰化を希望する者や国籍取得及び国籍離脱等の申し出をする者に対する相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①国籍法及び涉外戸籍等に関する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から企画競争を実施)	単価契約 1人月当たり 371,542円
71	(財)民事法務協会	国籍相談業務	支出負担行為担当官代理 京都地方法務局首席登記官(不動産登記担当) 田中 尚 (京都市上京区荒神口河原町東入上生洲町197)	平成17年4月1日	7,979,155	国籍相談業務は、主に日本に帰化を希望する者や国籍取得及び国籍離脱等の申し出をする者に対する相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①国籍法及び涉外戸籍等に関する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から企画競争を実施)	単価契約 1人月 371,542円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
72	(財)民事法務協会	国籍相談業務	支出負担行為担当官代理 広島法務局総務管理官 難波尊廣 (広島県広島市中区上八丁堀6-30)	平成17年4月1日	4,325,465	国籍相談業務は、主に日本に帰化を希望する者や国籍取得及び国籍離脱等の申し出をする者に対する相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①国籍法及び涉外戸籍等に関する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやってもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から企画競争を実施)	単価契約 1人月当たり 金371,542円
73	(財)民事法務協会	国籍相談業務	支出負担行為担当官 東京法務局長 石井政治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成17年4月1日	26,356,151	国籍相談業務は、主に日本に帰化を希望する者や国籍取得及び国籍離脱等の申し出をする者に対する相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①国籍法及び涉外戸籍等に関する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやってもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から企画競争を実施)	単価契約 1人月当たり 371,542円
74	(財)民事法務協会	国籍相談業務	支出負担行為担当官 福岡法務局長 山垣清正 (福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成17年4月1日	8,096,886	国籍相談業務は、主に日本に帰化を希望する者や国籍取得及び国籍離脱等の申し出をする者に対する相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①国籍法及び涉外戸籍等に関する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやってもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から企画競争を実施)	単価契約 1月当たり1人 月371,542円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
75	(財)民事法務協会	国籍相談業務	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 大森 淳 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成17年4月1日	19,295,862	国籍相談業務は、主に日本に帰化を希望する者や国籍取得及び国籍離脱等の申し出をする者に対する相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①国籍法及び涉外戸籍等に関する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやってもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から企画競争を実施)	単価契約 1人月当たり 371,542円
76	(財)民事法務協会	国籍相談業務	支出負担行為担当官代理 神戸地方法務局上席訟務官 山崎 徹 (兵庫県神戸市中央区波止場町1-1)	平成17年4月1日	19,920,885	国籍相談業務は、主に日本に帰化を希望する者や国籍取得及び国籍離脱等の申し出をする者に対する相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①国籍法及び涉外戸籍等に関する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやってもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から企画競争を実施)	単価契約 1人月当たり 371,542円
77	(財)民事法務協会	成年後見登記 登記事項証明書等作成業務	支出負担行為担当官 東京法務局長 石井政治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成17年4月1日	40,251,466	本件業務は、申請人からの請求により、登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して成年後見登記に係る登記事項証明書等の作成を行うことを主な内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、②本業務を適正・迅速に行うためには相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやってもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 407,818円ほか

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
78	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官 旭川地方法務局長 本間 透 (北海道旭川市花咲町4-2272)	平成17年4月1日	8,371,181	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらせてもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円
79	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官 宇都宮地方法務局長 三上隆司 (栃木県宇都宮市小幡2-1-11)	平成17年4月1日	16,118,224	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらせてもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円
80	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官 横浜地方法務局長 新井克美 (横浜市中区北仲通5-57)	平成17年4月1日	96,158,484	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらせてもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
81	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官 宮崎地方法務局長 平野英雄 (宮崎県宮崎市旭2-1-18)	平成17年4月1日	11,260,799	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらせてもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円
82	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官 熊本地方法務局長 溝川健三 (熊本県熊本市大江3-1-53)	平成17年4月1日	7,788,158	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらせてもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円
83	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官 山形地方法務局長 生田目克彦 (山形県山形市緑町1-5-48)	平成17年4月1日	12,348,486	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらせてもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
84	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官 松山地方司法局長 斉藤登 (愛媛県松山市宮田町188-6)	平成17年4月1日	11,742,996	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらせてもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円
85	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官 水戸地方司法局長 竹谷喜文 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成17年4月1日	18,739,351	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらせてもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円
86	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官 静岡地方司法局長 中川清秀 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成17年4月1日	31,949,944	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらせてもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
87	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官 大阪法務局長 梅津和宏 (大阪市中央区谷町2丁目1-17)	平成17年4月1日	102,069,625	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらせてもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円
88	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官 大津地方法務局長 柿村 清 (滋賀県大津市京町3-1-1)	平成17年4月1日	10,891,901	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらせてもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円
89	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官 福井地方法務局長 関戸美朗 (福井県福井市春山1-1-54)	平成17年4月1日	8,154,005	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらせてもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
90	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官 千葉地方法務局長 板谷浩禎 (千葉市中央区中央港1-11-3)	平成17年4月1日	66,963,941	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやってもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円
91	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官代理 さいたま地方法務局次長 吉越満男 (埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成17年4月1日	78,551,680	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやってもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円
92	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官代理 京都地方法務局首席登記官(不動産登記担当) 田中 尚 (京都市上京区荒神口河原町東入上生洲町197)	平成17年4月1日	33,518,574	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやってもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
93	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官代理 広島法務局総務管理官 難波尊廣 (広島県広島市中区上八丁堀6-30)	平成17年4月1日	27,643,177	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやってもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円
94	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官代理 甲府地方法務局総務課長補佐 佐生道夫 (山梨県甲府市北口1-2-19)	平成17年4月1日	4,174,375	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやってもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円
95	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官代理 高知地方法務局戸籍課長 上甲 俊朗 (高知県高知市小津町4-30)	平成17年4月1日	3,937,287	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやってもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
96	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官代理 佐賀地方法務局戸籍課長 都甲昇吾 (佐賀県佐賀市城内2-10-20)	平成17年4月1日	4,104,913	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらせてもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円
97	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官代理 札幌法務局民事行政部長 猪又間喜雄 (札幌市北区北8条西2丁目1-1)	平成17年4月1日	35,231,201	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらせてもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円
98	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官代理 山口地方法務局総務課長 宮平進 (山口県山口市河原町6-16)	平成17年4月1日	16,146,902	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらせてもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
99	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官代理 松江地方法務局戸籍課長 高杉伸夫 (島根県松江市母衣町50)	平成17年4月1日	7,972,450	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやってもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円
100	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官代理 盛岡地方法務局総務課長 藤谷幸雄 (岩手県盛岡市内丸7-25)	平成17年4月1日	3,940,536	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやってもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円
101	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官代理 仙台法務局総務管理官 八木俊己 (仙台市青葉区春日町7-25)	平成17年4月1日	19,830,582	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやってもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
102	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官代理 前橋地方法務局総務課長 河本 正 (群馬県前橋市大手町2-10-5)	平成17年4月1日	19,141,844	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやってもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円
103	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官代理 大分地方法務局首席登記官 調所和敏 (大分市城崎町2-3-21)	平成17年4月1日	8,216,937	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやってもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円
104	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官代理 鳥取地方法務局首席登記官 楯屋光男 (鳥取県鳥取市東町2-302)	平成17年4月1日	7,889,241	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやってもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
105	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官代理 徳島地方法務局首席登記官 林 千代子 (徳島県徳島市徳島町城内6-6)	平成17年4月1日	8,240,717	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやってもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円
106	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官代理 那覇地方法務局総務課長 松崎義幸 (沖縄県那覇市樋川1-15-15)	平成17年4月1日	14,270,392	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやってもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円
107	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官代理 函館地方法務局首席登記官 矢ノ目弘明 (北海道函館市新川町25-18)	平成17年4月1日	4,341,840	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやってもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
108	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官代理 富山地方法務局戸籍課長 宮本裕孝 (富山県富山市牛島新町11-7)	平成17年4月1日	11,613,001	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらせてもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円
109	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官代理 福島地方法務局戸籍課長 吉川謙次 (福島県福島市霞町1-46)	平成17年4月1日	11,951,944	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらせてもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円
110	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官 青森地方法務局長 福田 庄一 (青森市長島1-3-5)	平成17年4月1日	16,497,394	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらせてもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
111	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官 長崎地方務局長 樋口健児 (長崎県長崎市万才町8-16)	平成17年4月1日	11,729,523	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやってもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円
112	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官 東京法務局長 石井政治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成17年4月1日	102,074,225	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやってもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円
113	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官 福岡法務局長 山垣清正 (福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成17年4月1日	43,555,534	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやってもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
114	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 大森 淳 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成17年4月1日	64,890,185	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらせてもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円
115	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官代理 岡山地方方法務局次長 植田和男 (岡山県岡山市南方1-3-58)	平成17年4月1日	20,007,359	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらせてもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円
116	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官代理 岐阜地方方法務局次長 黒阪純一 (岐阜県岐阜市金竜町5-13)	平成17年4月1日	18,887,134	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらせてもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
117	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官代理 金沢地方法務局人権擁護課長 大坪正春 (石川県金沢市新神田4-3-11)	平成17年4月1日	12,213,395	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらせてもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円
118	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官代理 釧路地方法務局戸籍課長 増子秀秋 (北海道釧路市幸町10-3)	平成17年4月1日	8,026,101	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらせてもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円
119	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官代理 高松法務局人権擁護部長 菊間徹 (香川県高松市丸の内1-1)	平成17年4月1日	16,318,002	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらせてもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
120	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官代理 鹿児島地方法務局次長 山添導範 (鹿児島市鴨池新町1-2)	平成17年4月1日	7,637,546	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらせてもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円
121	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官代理 秋田地方法務局次長 大原哲三 (秋田市山王7-1-3)	平成17年4月1日	11,778,612	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらせてもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円
122	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官代理 新潟地方法務局首席登記官 長谷川正夫 (新潟市西大畑町5191番地)	平成17年4月1日	19,927,086	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらせてもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
123	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官代理 神戸地方方法務局上席訟務官 山崎 徹 (兵庫県神戸市中央区波止場町1-1)	平成17年4月1日	66,395,347	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらせてもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円
124	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官代理 長野地方方法務局首席登記官 関崎久則 (長野県長野市旭町1108)	平成17年4月1日	23,751,962	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらせてもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円
125	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官代理 津地方方法務局次長 田辺善次 (三重県津市丸之内26-8)	平成17年4月1日	19,537,984	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやらせてもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
126	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官代理 奈良地方事務局戸籍課長 町田泰雄 (奈良市高畑町552番地)	平成17年4月1日	10,995,997	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやってもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円
127	(財)民事法務協会	登記相談業務	支出負担行為担当官代理 和歌山地方事務局上席訟務官 山田敏雄 (和歌山県和歌山市二番丁2番地)	平成17年4月1日	4,150,267	登記相談業務支援は、登記所を訪れる者に対し、登記申請の方法のほか登記に関する各種の相談を受けることが主な業務であり、その業務の性質上、①登記に関連する高度な法律知識を要しかつ専門性が高いこと、②業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、③責任をもってやってもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 371,542円
128	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(鴻巣出張所)	支出負担行為担当官 さいたま地方事務局長 永井敏夫 (埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成17年7月28日	291,666,239	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個908.19円 ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
129	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(飯能出張所)	支出負担行為担当官 さいたま地方方法務局長 永井敏夫 (埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成17年12月15日	136,609,642	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆923.40円 ほか1件
130	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(春日部出張所)	支出負担行為担当官代理 さいたま地方方法務局次長 吉越満男 (埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成17年4月1日	342,073,408	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個937.53円 ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
131	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(所沢支局(狭山出張所統合分))	支出負担行為担当官代理 さいたま地方法務局次長 吉越満男 (埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成17年4月1日	10,204,080	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個610円
132	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(紋別支局)	支出負担行為担当官 旭川地方法務局長 本間 透 (北海道旭川市花咲町4-2272)	平成17年4月1日	128,210,732	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 不動産1筆個 901.80円ほか 1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
133	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(利尻出張所)	支出負担行為担当官 旭川地方法務局長 本間 透 (北海道旭川市花咲町4-2272)	平成17年6月1日	12,242,851	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 不動産1筆個 550.29円ほか 1件
134	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(留萌支局)	支出負担行為担当官 旭川地方法務局長 本間 透 (北海道旭川市花咲町4-2272)	平成17年4月1日	9,161,671	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 不動産1筆個 892.86円ほか 1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
135	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(氏家出張所)	支出負担行為担当官 宇都宮地方法務局長 三上隆司 (栃木県宇都宮市小幡2-1-11)	平成17年4月1日	5,172,657	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 871.06円
136	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(烏山支局)	支出負担行為担当官 宇都宮地方法務局長 三上隆司 (栃木県宇都宮市小幡2-1-11)	平成17年4月1日	218,623,146	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 871.85円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
137	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(鎌倉)	支出負担行為担当官 横浜地方法務局長 新井克美 (横浜市中区北仲通5-57)	平成17年4月1日	45,007,060	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 898.11円ほか
138	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(三崎)	支出負担行為担当官 横浜地方法務局長 石戸 忠 (横浜市中区北仲通5-57)	平成17年11月15日	86,347,254	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 992.58円ほか

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
139	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(津久井)	支出負担行為担当官 横浜地方法務局長 石戸 忠 (横浜市中区北仲通5-57)	平成17年4月12日	182,229,995	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆当たり 807.40円ほか
140	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(舞鶴)	支出負担行為担当官 京都地方法務局長 幸良秋夫 (京都市上京区荒神口河原町東入上生洲町197)	平成17年11月1日	70,283,618	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 850.50円ほか 1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
141	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(芦北出張所)	支出負担行為担当官 熊本地方裁判所 溝川健三 (熊本県熊本市大江3-1-53)	平成18年1月5日	40,299,159	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 初期 1筆個当たり 824.04円ほか 1件
142	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(菊池出張所)	支出負担行為担当官 熊本地方裁判所 溝川健三 (熊本県熊本市大江3-1-53)	平成17年6月2日	149,789,353	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 初期 1筆個当たり 829.76円ほか 1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
143	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(三角出張所)	支出負担行為担当官 熊本地方法務局長 溝川健三 (熊本県熊本市大江3-1-53)	平成17年4月1日	56,111,347	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 初期 1筆個当たり 836.48円ほか 1件
144	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(大月支局(都留支局統合分))	支出負担行為担当官 甲府地方法務局長 平野俊夫 (山梨県甲府市北口1-2-19)	平成17年11月1日	72,788,999	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 787.99円 ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
145	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(新庄)	支出負担行為担当官 山形地方法務局長 生田目克彦 (山形県山形市緑町1-5-48)	平成17年4月1日	290,042,242	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 873.18円
146	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(米沢)	支出負担行為担当官 山形地方法務局長 生田目克彦 (山形県山形市緑町1-5-48)	平成17年9月1日	318,903,285	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 846.38円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
147	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(川本支局)	支出負担行為担当官 松江地方法務局長 小巻 泰 (島根県松江市母衣町50)	平成17年12月14日	57,471,809	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 初期データ 不動産1筆個 761.67円ほか 1件
148	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(新居浜出張所)	支出負担行為担当官 松山地方法務局長 斉藤登 (愛媛県松山市宮田町188-6)	平成17年4月1日	2,017,844	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 初期データ 不動産1筆個 1000.45円ほか 1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
149	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(伯方出張所)	支出負担行為担当官 松山地方法務局長 斉藤登 (愛媛県松山市宮田町188-6)	平成17年4月1日	243,529,422	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 初期データ 不動産1筆個 955.35円ほか 1件
150	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(下妻)	支出負担行為担当官 水戸地方法務局長 竹谷喜文 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成17年4月1日	461,906,932	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 856.24円ほか 1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
151	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(竜ヶ崎)	支出負担行為担当官 水戸地方法務局長 竹谷喜文 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成17年10月17日	305,775,355	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 867.16円 ほか1件
152	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(紫波出張所)	支出負担行為担当官 盛岡地方法務局長 佐河昭夫 (岩手県盛岡市内丸7-25)	平成17年11月16日	186,936,488	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 855.14円 ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
153	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(雫石出張所)	支出負担行為担当官 盛岡地方法務局長 佐河昭夫 (岩手県盛岡市内丸7-25)	平成17年9月1日	88,301,473	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 860.19円 ほか1件
154	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(鰺ヶ沢支局)	支出負担行為担当官 青森地方法務局長 福田庄一 (青森県青森市長島1-3-5)	平成17年6月20日	108,702,612	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 890.51円 ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
155	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(弘前支局)	支出負担行為担当官 青森地方法務局長 福田庄一 (青森県青森市長島1-3-5)	平成17年11月28日	48,899,698	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 888.52円 ほか1件
156	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(十和田支局)	支出負担行為担当官 青森地方法務局長 福田庄一 (青森県青森市長島1-3-5)	平成17年4月1日	178,732,124	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 934.47円 ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
157	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(木造出張所)	支出負担行為担当官 青森地方法務局長 福田庄一 (青森県青森市長島1-3-5)	平成17年9月21日	95,856,369	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 872.20円 ほか1件
158	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(伊東出張所)	支出負担行為担当官 静岡地方法務局長 中川清秀 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成17年7月11日	149,053,668	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 967.20円 ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
159	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(小笠出張所)	支出負担行為担当官 静岡地方法務局長 中川清秀 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成17年4月1日	199,954,032	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 874.78円 ほか1件
160	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(磐田出張所)	支出負担行為担当官 静岡地方法務局長 中川清秀 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成17年10月4日	43,676,502	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 884.91円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
161	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(浜松支局)	支出負担行為担当官 静岡地方法務局長 中川清秀 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成17年10月31日	194,539,261	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 885.80円 ほか1件
162	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(富士宮出張所)	支出負担行為担当官 静岡地方法務局長 中川清秀 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成17年4月1日	595,583	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
163	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(市原出張所)	支出負担行為担当官 千葉地方法務局長 板谷浩禎 (千葉市中央区中央港1-11-3)	平成17年4月1日	379,504,536	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1件当たり 872.59円ほか 1件
164	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(渋川)	支出負担行為担当官 前橋地方法務局長 今井 廣明 (群馬県前橋市大手町2-10-5)	平成17年9月20日	184,753,412	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	不動産1筆個 当たり 910.95円(初期 データ) 157.43円(異動 データ)

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
165	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(佐野)	支出負担行為担当官 大阪法務局長 梅津和宏 (大阪市中央区谷町2丁目1-17)	平成17年4月1日	203,834,459	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 土地1筆当たり 1121.14円 ほか1件
166	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(富田林)	支出負担行為担当官 大阪法務局長 梅津和宏 (大阪市中央区谷町2丁目1-17)	平成17年4月1日	65,378,059	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 土地1筆当たり 960.59円 ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
167	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(長浜)	支出負担行為担当官 大津地方法務局長 柿村 清 (滋賀県大津市京町3-1-1)	平成17年6月20日	86,115,142	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 初期データ1筆個 962.88円 異動データ1筆個 565.21円
168	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(八幡)	支出負担行為担当官 大津地方法務局長 柿村 清 (滋賀県大津市京町3-1-1)	平成17年4月1日	209,346,257	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 初期データ1筆個 1009.17円 異動データ1筆個 164.48円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
169	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(斑鳩)	支出負担行為担当官 奈良地方法務局長 中川猪三男 (奈良市高畑町552番地)	平成17年4月25日	122,922,609	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 不動産1筆個当たり 956.64円ほか 1件
170	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(宮古島支局)	支出負担行為担当官 那覇地方法務局長 大唐正秀 (沖縄県那覇市樋川1-15-15)	平成17年12月19日	34,789,419	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆当たり 870.04円ほか1 件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
171	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(石垣支局)	支出負担行為担当官 那覇地方法務局長 大唐正秀 (沖縄県那覇市樋川1-15-15)	平成17年5月9日	139,856,531	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 865.86円ほか1件
172	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(小浜)	支出負担行為担当官 福井地方法務局長 関戸美朗 (福井県福井市春山1-1-54)	平成17年4月1日	14,272,413	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 785.67円ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
173	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(大野)	支出負担行為担当官 福井地方法務局長 関戸美朗 (福井県福井市春山1-1-54)	平成17年4月11日	194,871,715	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 865.08円ほか 1件
174	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(二本松)	支出負担行為担当官 福島地方法務局長 山口仁士 (福島県福島市霞町1-46)	平成17年9月12日	287,111,290	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個につき 841.30円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
175	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(佐原支局)	支出負担行為担当官 千葉地方法務局長 板谷浩禎 (千葉市中央区中央港1-11-3)	平成17年4月1日	6,366,149	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 872.59円ほか 1件
176	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(木更津支局)	支出負担行為担当官 千葉地方法務局長 板谷浩禎 (千葉市中央区中央港1-11-3)	平成17年8月1日	455,868,280	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 908.31円ほか 1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
177	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(木津)	支出負担行為担当官代理 京都地方法務局首席登記官(不動産登記担当) 田中 尚 (京都市上京区荒神口河原町東入上生洲町197)	平成17年4月1日	202,813,858	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 895.66ほか1件
178	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(府中)	支出負担行為担当官代理 広島法務局総務管理官 難波尊廣 (広島県広島市中区上八丁堀6-30)	平成17年4月1日	24,592,336	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 不動産1筆個 当たり 796.87円ほか 1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
179	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(櫛形出張所)	支出負担行為担当官代理 甲府地方方法務局総務課長補佐 佐生道夫 (山梨県甲府市北口1-2-19)	平成17年4月1日	151,194,739	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 800.55円 ほか1件
180	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(山梨出張所)	支出負担行為担当官代理 甲府地方方法務局総務課長補佐 佐生道夫 (山梨県甲府市北口1-2-19)	平成17年4月1日	575,823	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
181	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(安芸)	支出負担行為担当官代理 高知地方法務局戸籍課長 上甲 俊朗 (高知県高知市小津町4-30)	平成17年4月1日	114,089,363	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 初期データ 1筆個当たり 770.00 異動データ 1筆個当たり 155.86
182	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(伊万里)	支出負担行為担当官代理 佐賀地方法務局戸籍課長 都甲昇吾 (佐賀県佐賀市城内2-10-20)	平成17年4月1日	210,495,449	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 860.70円ほか 1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
183	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(萩)	支出負担行為担当官代理 山口地方法務局総務課長 宮平進 (山口県山口市巾河原町6-16)	平成17年4月1日	329,017,722	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 不動産1筆個当たり 928.33円ほか 1件
184	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(安来出張所)	支出負担行為担当官代理 松江地方法務局戸籍課長 高杉伸夫 (島根県松江市母衣町50)	平成17年4月1日	220,633,694	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 初期データ 不動産1筆個 760.31円ほか 1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
185	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(益田支局)	支出負担行為担当官代理 松江地方法務局戸籍課長 高杉伸夫 (島根県松江市母衣町50)	平成17年4月1日	17,716,082	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 初期データ 不動産1筆個 759.40円ほか 1件
186	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(水沢支局)	支出負担行為担当官代理 盛岡地方法務局総務課長 藤谷幸雄 (岩手県盛岡市内丸7-25)	平成17年4月1日	351,276,251	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 841.97円 ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
187	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(中之条)	支出負担行為担当官代理 前橋地方法務局総務課長 河本 正 (群馬県前橋市大手町2-10-5)	平成17年4月1日	256,096,934	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	不動産1筆個当たり 901.09円(初期データ) 137.99円(異動データ)
188	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(日田)	支出負担行為担当官代理 大分地方法務局首席登記官 調所和敏 (大分市城崎町2-3-21)	平成17年4月1日	315,832,944	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 929.07円ほか 1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
189	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(糸満出張所)	支出負担行為担当官代理 那覇地方法務局総務課長 松崎義幸 (沖縄県那覇市樋川1-15-15)	平成17年4月1日	35,740,401	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆当たり 904.50円ほか1件
190	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(相馬)	支出負担行為担当官代理 福島地方法務局戸籍課長 吉川謙次 (福島県福島市霞町1-46)	平成17年4月1日	350,070,478	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆当たり 385.27円ほか

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
191	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(揖斐川分)	支出負担行為担当官 岐阜地方法務局長 太田健治 (岐阜県岐阜市金竜町5-13)	平成17年7月11日	222,992,882	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 953.45円ほか 1件
192	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(網走支局)	支出負担行為担当官 釧路地方法務局長 柳澤守男 (北海道釧路市幸町10-3)	平成17年12月19日	37,220,604	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 不動産1筆個 1,023.39円ほか 1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
193	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(宮之城出張所)	支出負担行為担当官 鹿児島地方法務局長 佐々木正光 (鹿児島市鴨池新町1-2)	平成18年1月30日	12,263,245	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆当たり 826.81円ほか 1件
194	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(市来出張所)	支出負担行為担当官 鹿児島地方法務局長 佐々木正光 (鹿児島市鴨池新町1-2)	平成17年9月14日	176,736,658	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 913.33円ほか 1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
195	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(大曲)	支出負担行為担当官 秋田地方法務局長 鈴木真一 (秋田市山王7-1-3)	平成17年5月12日	445,959,844	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 不動産1筆個数当たり 841.01円ほか 1件
196	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(小野)	支出負担行為担当官 神戸地方法務局長 北野節夫 (兵庫県神戸市中央区波止場町1-1)	平成17年4月1日	414,139	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
197	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(赤穂)	支出負担行為担当官 神戸地方法務局長 北野節夫 (兵庫県神戸市中央区波止場町1-1)	平成17年9月1日	110,196,569	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 911.16円ほか 1件
198	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(相生)	支出負担行為担当官 神戸地方法務局長 北野節夫 (兵庫県神戸市中央区波止場町1-1)	平成17年6月2日	162,880,108	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 897.42円ほか 1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
199	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(津名)	支出負担行為担当官 神戸地方法務局長 北野節夫 (兵庫県神戸市中央区波止場町1-1)	平成17年10月28日	188,431,123	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 892.29円ほか 1件
200	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(佐久支局(小諸出張所統合分))	支出負担行為担当官 長野地方法務局長 佐藤 努 (長野県長野市旭町1108)	平成17年11月15日	53,256,665	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 846.24円 ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
201	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(飯山支局)	支出負担行為担当官 長野地方法務局長 佐藤 努 (長野県長野市旭町1108)	平成17年11月30日	106,336,083	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 871.78円 ほか1件
202	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(亀山)	支出負担行為担当官 津地方法務局長 佐伯健一 (三重県津市丸之内26番8号)	平成18年1月10日	68,055,551	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 937.03円ほか 件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
203	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(福生)	支出負担行為担当官 東京法務局長 戸田信久 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成17年8月1日	216,807,310	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 1,060.15円ほか
204	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(武蔵野)	支出負担行為担当官 東京法務局長 石井政治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成17年4月1日	197,023,337	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 1,090.76円ほか

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
205	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(立川)	支出負担行為担当官 東京法務局長 石井政治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成17年4月1日	18,908,480	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 1,087.74円ほか
206	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(若松出張所)	支出負担行為担当官 福岡法務局長 山垣清正 (福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成17年4月1日	769,240	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
207	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(稲沢出張所)	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 大森 淳 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成18年2月16日	15,874,954	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 不動産1筆個 当たり 初期データ 954.54円 異動データ 173.54円
208	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(蒲郡出張所)	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 大森 淳 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成17年9月1日	189,964,762	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 不動産1筆個 当たり 初期データ 960.37円 異動データ 185.08円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
209	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(刈谷支局)	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 大森 淳 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成17年4月1日	230,731,157	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 不動産1筆個 当たり 初期データ 971.64円 異動データ 579.26円
210	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(高梁支局)	支出負担行為担当官代理 岡山地方法務局次長 植田和男 (岡山県岡山市南方1-3-58)	平成17年4月1日	28,264,194	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 不動産1筆個 当たり 767.74ほか1 件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
211	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(新見支局)	支出負担行為担当官代理 岡山地方法務局次長 植田和男 (岡山県岡山市南方1-3-58)	平成17年4月1日	278,767,530	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 不動産1筆個当たり 778.45円ほか 1件
212	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(真庭支局)	支出負担行為担当官代理 岡山地方法務局次長 植田和男 (岡山県岡山市南方1-3-58)	平成18年2月16日	15,430,142	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
213	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(古川分)	支出負担行為担当官代理 岐阜地方法務局次長 黒阪純一 (岐阜県岐阜市金竜町5-13)	平成17年4月1日	144,041,707	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 962.92円 ほか1件
214	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(加治木出張所)	支出負担行為担当官代理 鹿児島地方法務局次長 山添導範 (鹿児島市鴨池新町1-2)	平成17年4月1日	215,621,758	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆当たり 914.57円ほか 1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
215	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(名瀬支局)	支出負担行為担当官代理 鹿児島地方法務局次長 山添導範 (鹿児島市鴨池新町1-2)	平成17年4月4日	252,912,859	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆当たり 802.47円ほか 1件
216	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(五城目)	支出負担行為担当官代理 秋田地方法務局次長 大原哲三 (秋田市山王7-1-3)	平成17年4月1日	119,372,731	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 不動産1筆個 数当たり 873.66円ほか 1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
217	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(新津支局)	支出負担行為担当官代理 新潟地方法務局首席登記官 長谷川正夫 (新潟市西大畑町5191番地)	平成17年4月1日	2,757,967	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 815.74円 ほか1件
218	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(燕出張所)	支出負担行為担当官代理 新潟地方法務局首席登記官 長谷川正夫 (新潟市西大畑町5191番地)	平成17年12月19日	171,089,654	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
219	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(巻出張所)	支出負担行為担当官代理 新潟地方法務局首席登記官 長谷川正夫 (新潟市西大畑町5191番地)	平成17年12月26日	82,039,456	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約
220	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(佐渡支局)	支出負担行為担当官代理 新潟地方法務局首席登記官 長谷川正夫 (新潟市西大畑町5191番地)	平成17年4月1日	403,237,917	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 797.82円 ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
221	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(分水出張所)	支出負担行為担当官代理 新潟地方法務局首席登記官 長谷川正夫 (新潟市西大畑町5191番地)	平成17年9月20日	166,798,254	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約
222	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(六日町支局)	支出負担行為担当官代理 新潟地方法務局首席登記官 長谷川正夫 (新潟市西大畑町5191番地)	平成17年4月1日	482,678,351	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 848.14円 ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
223	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(篠山)	支出負担行為担当官代理 神戸地方方法務局上席訟務官 山崎 徹 (兵庫県神戸市中央区波止場町1-1)	平成17年4月1日	162,755,309	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 884.89円ほか 1件
224	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(伊北出張所)	支出負担行為担当官代理 長野地方方法務局首席登記官 関崎久則 (長野県長野市旭町1108)	平成17年4月1日	842,544	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
225	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(佐久支局(小海出張所統合分))	支出負担行為担当官代理 長野地方法務局首席登記官 関崎久則 (長野県長野市旭町1108)	平成17年4月1日	165,632,981	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 829.66 ほか1件
226	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(松本支局)	支出負担行為担当官代理 長野地方法務局首席登記官 関崎久則 (長野県長野市旭町1108)	平成17年4月1日	12,438,144	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 700.78円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
227	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(諏訪支局)	支出負担行為担当官代理 長野地方法務局首席登記官 関崎久則 (長野県長野市旭町1108)	平成17年4月1日	384,221,221	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 899.17円 ほか1件
228	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(上野)	支出負担行為担当官代理 津地方法務局次長 田辺善次 (三重県津市丸之内26-8)	平成17年4月1日	362,685,945	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、...その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり 921.35円ほか 1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
229	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(郡山)	支出負担行為担当官代理 奈良地方法務局戸籍課長 町田泰雄 (奈良市高畑町552番地)	平成17年4月1日	38,755,477	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 不動産1筆個 850.15円ほか 1件
230	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(海南)	支出負担行為担当官代理 和歌山地方法務局上席訟務官 山田敏雄 (和歌山県和歌山市二番丁2番地)	平成17年11月1日	92,093,660	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり (初期) 847.22円 1筆個当たり (異動) 168.54円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
231	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(湯浅)	支出負担行為担当官代理 和歌山地方法務局上席訟務官 山田敏雄 (和歌山県和歌山市二番丁2番地)	平成17年4月1日	187,236,829	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1筆個当たり (初期) 854.00円 1筆個当たり (異動) 157.43円
232	(財)民事法務協会	登記簿移行作業(北見支局)	支出負担行為担当官代理 釧路地方法務局戸籍課長 増子秀秋 (北海道釧路市幸町10-3)	平成17年4月1日	252,599,027	移行作業に従事する者は、登記書庫に入り、登記簿の写しを取得する作業を行い、登記情報システムにおける登記データを作成することになるが、業務の性質上、その安全性及び守秘義務が強く要請されているところ、民事法務協会は、「登記、戸籍、供託等民事法務の制度に関し、…その発展と円滑な運用に寄与すること」を目的とする法務省所管法人であり、これらに対する信頼性が高い。また、移行作業については、登記事項のすべてを移行するのではなく、現に効力を有する部分のみを移行することとしており、この作業を適正・迅速に行うためには、登記業務に関する専門的知識、能力が必要であり、そのような能力をもつ者を相当数安定的に雇用し、移行作業に従事させることが必要である。これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 不動産1筆個 987.13円ほか 1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
233	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 高知地方法務局戸籍課長 上 甲 俊朗 (高知県高知市小津町4-30)	平成17年4月1日	17,435,322	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件
234	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 徳島地方法務局首席登記官 林 千代子 (徳島県徳島市徳島町城内6-6)	平成17年4月1日	22,232,275	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
235	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官 旭川地方法務局長 本間 透 (北海道旭川市花咲町4-2272)	平成17年4月1日	15,389,128	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件
236	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官 宇都宮地方方法務局長 三上隆司 (栃木県宇都宮市小幡2-1-11)	平成17年4月1日	62,873,424	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
237	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官 横浜地方司法局長 新井克美 (横浜市中区北仲通5-57)	平成17年4月1日	324,023,138	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件
238	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官 宮崎地方司法局長 平野英雄 (宮崎県宮崎市旭2-1-18)	平成17年4月1日	32,636,806	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
239	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官 熊本地方方法務局長 溝川健三 (熊本県熊本市大江3-1-53)	平成17年4月1日	33,318,219	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件
240	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官 山形地方方法務局長 生田目克彦 (山形県山形市緑町1-5-48)	平成17年4月1日	17,766,614	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
241	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官 松江地方法務局長 小巻 泰 (島根県松江市母衣町50)	平成17年4月1日	10,264,842	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件
242	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官 松山地方法務局長 斉藤登 (愛媛県松山市宮田町188-6)	平成17年4月1日	39,058,425	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
243	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官 水戸地方法務局長 竹谷喜文 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成17年4月1日	51,861,083	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件
244	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官 青森地方法務局長 福田庄一 (青森県青森市長島1-3-5)	平成17年4月1日	32,700,669	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
245	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官 静岡地方法務局長 中川清秀 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成17年4月1日	88,811,725	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件
246	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官 大阪法務局長 梅津和宏 (大阪市中央区谷町2丁目1-17)	平成17年4月1日	364,201,240	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
247	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官 大津地方方法務局長 柿村 清 (滋賀県大津市京町3-1-1)	平成17年4月1日	44,066,121	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件
248	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官 福井地方方法務局長 関戸美朗 (福井県福井市春山1-1-54)	平成17年4月1日	33,292,224	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
249	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官 千葉地方法務局長 板谷浩禎 (千葉市中央区中央港1-11-3)	平成17年4月1日	180,069,136	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件
250	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 さいたま地方法務局次長 吉越満男 (埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成17年4月1日	208,345,427	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
251	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 京都地方法務局首席登記官(不動産登記担当) 田中 尚 (京都市上京区荒神口河原町東入上生洲町197)	平成17年4月1日	112,341,909	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件
252	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 広島法務局総務管理官 難波尊廣 (広島県広島市中区上八丁堀6-30)	平成17年4月1日	83,909,414	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
253	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 甲府地方法務局総務課長補佐 佐生道夫 (山梨県甲府市北口1-2-19)	平成17年4月1日	14,550,743	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件
254	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 佐賀地方法務局戸籍課長 都甲昇吾 (佐賀県佐賀市城内2-10-20)	平成17年4月1日	16,106,712	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
255	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 札幌法務局民事行政部長 猪又間喜雄 (札幌市北区北8条西2丁目1-1)	平成17年4月1日	85,418,557	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件
256	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 山口地方法務局総務課長 宮平進 (山口県山口市中河原町6-16)	平成17年4月1日	32,793,792	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
257	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 盛岡地方法務局総務課長 藤谷幸雄 (岩手県盛岡市内丸7-25)	平成17年4月1日	24,239,432	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件
258	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 仙台法務局総務管理官 八木俊己 (仙台市青葉区春日町7-25)	平成17年4月1日	62,785,424	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
259	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 前橋地方法務局総務課長 河本 正 (群馬県前橋市大手町2-10-5)	平成17年4月1日	67,101,095	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件
260	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 大分地方法務局首席登記官 調所和敏 (大分市城崎町2-3-21)	平成17年4月1日	19,990,980	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
261	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 鳥取地方法務局首席登記官 楫屋光男 (鳥取県鳥取市東町2-302)	平成17年4月1日	22,702,568	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件
262	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 那覇地方法務局総務課長 松崎義幸 (沖縄県那覇市樋川1-15-15)	平成17年4月1日	34,797,506	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
263	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 函館地方法務局首席登記官 矢ノ目弘明 (北海道函館市新川町25-18)	平成17年4月1日	13,203,824	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件
264	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 富山地方法務局戸籍課長 宮本裕孝 (富山県富山市牛島新町11-7)	平成17年4月1日	30,978,374	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
265	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 福島地方法務局戸籍課長 吉川謙次 (福島県福島市霞町1-46)	平成17年4月1日	62,582,586	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件
266	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官 長崎地方法務局長 樋口健児 (長崎県長崎市万才町8-16)	平成17年4月1日	31,216,207	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
267	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官 東京法務局長 石井政治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成17年4月1日	753,333,427	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件
268	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官 福岡法務局長 山垣清正 (福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成17年4月1日	145,839,595	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
269	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 大森 淳 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成17年4月1日	192,535,927	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件
270	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 岡山地方法務局次長 植田和男 (岡山県岡山市南方1-3-58)	平成17年4月1日	62,091,380	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
271	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 岐阜地方法務局次長 黒阪純一 (岐阜県岐阜市金竜町5-13)	平成17年4月1日	51,559,763	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件
272	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 金沢地方法務局人権擁護課長 大坪正春 (石川県金沢市新神田4-3-10)	平成17年4月1日	36,074,163	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
273	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 釧路地方法務局戸籍課長 増子秀秋 (北海道釧路市幸町10-3)	平成17年4月1日	23,602,100	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件
274	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 高松法務局人権擁護部長 菊間徹 (香川県高松市丸の内1-1)	平成17年4月1日	32,700,454	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
275	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 鹿児島地方法務局次長 山添導範 (鹿児島市鴨池新町1-2)	平成17年4月1日	34,425,561	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件
276	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 秋田地方法務局次長 大原哲三 (秋田市山王7-1-3)	平成17年4月1日	26,527,070	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
277	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 新潟地方法務局首席登記官 長谷川正夫 (新潟市西大畑町5191番地)	平成17年4月1日	50,538,619	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件
278	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 神戸地方法務局上席訟務官 山崎 徹 (兵庫県神戸市中央区波止場町1-1)	平成17年4月1日	187,762,946	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
279	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 長野地方法務局首席登記官 関崎久則 (長野県長野市旭町1108)	平成17年4月1日	36,068,118	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件
280	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 津地方法務局次長 田辺善次 (三重県津市丸之内26-8)	平成17年4月1日	49,465,786	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
281	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 奈良地方法務局戸籍課長 町田泰雄 (奈良市高畑町552番地)	平成17年4月1日	45,447,911	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやってもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件
282	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 和歌山地方法務局上席訟務官 山田敏雄 (和歌山県和歌山市二番丁2番地)	平成17年4月1日	25,777,146	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやってもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1通当たり 42.09円ほか1件

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
283	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 さいたま地方法務局次長 吉越満男 (埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成17年4月1日	30,939,050	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやってもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1枚当たり 28.11円
284	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官 横浜地方法務局長 新井克美 (横浜市中区北仲通5-57)	平成17年4月1日	5,084,451	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやってもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1枚当たり 28.11円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
285	(財)民事法務協会	登記簿謄本作成作業等	支出負担行為担当官 山形地方法務局長 生田目克彦 (山形県山形市緑町1-5-48)	平成17年4月1日	10,506,214	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやってもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1枚当たり 28.11円
286	(財)民事法務協会	登記簿謄本作成作業等	支出負担行為担当官 松山地方法務局長 斉藤登 (愛媛県松山市宮田町188-6)	平成17年4月1日	1,347,002	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやってもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1枚当たり 28.11円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
287	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官 水戸地方法務局長 竹谷喜文 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成17年4月1日	13,867,546	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1枚当たり 28.11円
288	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官 青森地方法務局長 福田庄一 (青森県青森市長島1-3-5)	平成17年4月1日	9,745,415	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1枚当たり 28.11円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
289	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官 静岡地方法務局長 中川清秀 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成17年4月1日	19,417,641	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1枚当たり 28.11円
290	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官 大阪法務局長 梅津和宏 (大阪市中央区谷町2丁目1-17)	平成17年4月1日	7,285,370	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1枚当たり 28.11円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
291	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官 大津地方法務局長 柿村 清 (滋賀県大津市京町3-1-1)	平成17年4月1日	9,557,390	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1枚当たり 28.11円
292	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官 千葉地方法務局長 板谷浩禎 (千葉市中央区中央港1-11-3)	平成17年4月1日	38,179,291	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1枚当たり 28.11円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
293	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 甲府地方方法務局総務課長補佐 佐生道夫 (山梨県甲府市北口1-2-19)	平成17年4月1日	10,130,552	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1枚当たり 28.11円
294	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 前橋地方方法務局総務課長 河本 正 (群馬県前橋市大手町2-10-5)	平成17年4月1日	4,967,116	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1枚当たり 28.11円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
295	(財)民事法務協会	登記簿謄本作成作業等	支出負担行為担当官 東京法務局長 石井政治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成17年4月1日	34,341,045	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1枚当たり 28.11円
296	(財)民事法務協会	登記簿謄本作成作業等	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 大森 淳 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成17年4月1日	9,312,520	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1枚当たり 28.11円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
297	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 釧路地方法務局戸籍課長 増子秀秋 (北海道釧路市幸町10-3)	平成17年4月1日	1,116,330	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1枚当たり 28.11円
298	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 新潟地方法務局首席登記官 長谷川正夫 (新潟市西大畑町5191番地)	平成17年4月1日	8,045,884	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやらなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1枚当たり 29.19円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
299	(財)民事法務協会	登記簿謄抄本作成作業等	支出負担行為担当官代理 和歌山地方法務局上席訟務官 山田敏雄 (和歌山県和歌山市二番丁2番地)	平成17年4月1日	2,970,394	謄抄本作成業務等は、申請人からの請求により登記簿をコピー機を使用して複写して、登記簿の全部を謄写した謄本又は現に効力を有する部分を抽出若しくは一部抜粋した抄本の作成や登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して登記事項証明書、登記事項要約書及び印鑑証明書の作成を行うことを内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要求されるため信頼がおけること、②申請人の請求どおり登記事項証明書等を作成するには、相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやってもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1枚当たり 28.11円
300	(財)民事法務協会	動産・債権譲渡登記 登記事項証明書等作成業務	支出負担行為担当官 東京法務局長 石井政治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成17年4月1日	50,632,421	本件業務は、申請人からの請求により、登記事務を処理するためのコンピュータの端末を操作して動産・債権譲渡登記に係る登記事項証明書等の作成を行うことを主な内容とするものであり、その業務の性質上、①業務の安全性及び守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること、②本業務を適正・迅速に行うためには相当程度の教育が必要であること、③責任をもってやってもらわなければならないので継続的な雇用が必要であること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	単価契約 1人月当たり 407,818円ほか
301	(財)民事法務協会	帰化申請書類入力業務	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 原 優 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成17年4月1日	9,447,738	本件業務は、帰化申請等に係る情報を電磁媒体に入力するものであり、その業務の性質上、国籍事務全般についての十分な知識を有し、身分関係等の保護性の極めて高い個人情報扱うことから業務の守秘義務が強く要請されるため信頼がおけること等の要件を満たす必要があるところ、これらの業務を行うための適格者を配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	単価契約 1枚当たり 22.97円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
302	(財)民事法務協会	戸籍情報システム標準仕様書の 見直し作業	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 原 優 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成18年1月23日	5,027,814	法務省が求める仕様に沿った標準仕様書の見直し体制を確立している者は契約業者のみであり、競争を許さないため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに企画競争を実施)	
303	(財)入管協会	外国人在留総合相談業務等	支出負担行為担当官 広島入国管理局長 石田 茂 (広島市中区上八丁堀6-30)	平成17年4月1日	11,292,720	本委託業務は、在留外国人からの各種照会、相談業務であるが、これは単なる提出書類や申請書への記入方法にとどまらず、在留許可要件に合致しているか否かについても及ぶことから、外国人在留総合相談業務における回答は、外国人にとって我が国において生活できるかどうかなどに直結する非常に重みのあるものであり、仮に誤った内容の案内を受けた場合、本委託業務の受託者が損害賠償請求の対象になることも十分に予想されるところである。したがって、外国語のみならず、入国、在留関係手続に精通した専門的な知識が必要であるところ、十分な知識及び技能を有する相談員を配置し、円滑な業務運営を行うことができるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から企画競争を実施)	
304	(財)入管協会	外国人在留総合相談業務等	支出負担行為担当官 高松入国管理局長 宮内大介 (香川県高松市丸の内1-1)	平成17年4月1日	8,010,984	本委託業務は、在留外国人からの各種照会、相談業務であるが、これは単なる提出書類や申請書への記入方法にとどまらず、在留許可要件に合致しているか否かについても及ぶことから、外国人在留総合相談業務における回答は、外国人にとって我が国において生活できるかどうかなどに直結する非常に重みのあるものであり、仮に誤った内容の案内を受けた場合、本委託業務の受託者が損害賠償請求の対象になることも十分に予想されるところである。したがって、外国語のみならず、入国、在留関係手続に精通した専門的な知識が必要であるところ、十分な知識及び技能を有する相談員を配置し、円滑な業務運営を行うことができるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から企画競争を実施)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
305	(財)入管協会	外国人在留総合相談業務等	支出負担行為担当官 札幌入国管理局長 高橋邦夫 (北海道札幌市中央区大通西12丁目)	平成17年4月1日	8,010,984	本委託業務は、在留外国人からの各種照会、相談業務であるが、これは単なる提出書類や申請書への記入方法にとどまらず、在留許可要件に合致しているか否かについても及ぶことから、外国人在留総合相談業務における回答は、外国人にとって我が国において生活できるかどうかなどに直結する非常に重みのあるものであり、仮に誤った内容の案内を受けた場合、本委託業務の受託者が損害賠償請求の対象になることも十分に予想されるところである。したがって、外国語のみならず、入国、在留関係手続に精通した専門的な知識が必要であるところ、十分な知識及び技能を有する相談員を配置し、円滑な業務運営を行うことができるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から企画競争を実施)	
306	(財)入管協会	外国人在留総合相談業務等	支出負担行為担当官 福岡入国管理局長 高山 泰 (福岡市博多区下臼井778-1 福岡空港国内線第3ターミナルビル内)	平成17年4月1日	32,256,960	本委託業務は、在留外国人からの各種照会、相談業務であるが、これは単なる提出書類や申請書への記入方法にとどまらず、在留許可要件に合致しているか否かについても及ぶことから、外国人在留総合相談業務における回答は、外国人にとって我が国において生活できるかどうかなどに直結する非常に重みのあるものであり、仮に誤った内容の案内を受けた場合、本委託業務の受託者が損害賠償請求の対象になることも十分に予想されるところである。したがって、外国語のみならず、入国、在留関係手続に精通した専門的な知識が必要であるところ、十分な知識及び技能を有する相談員を配置し、円滑な業務運営を行うことができるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの (19年度から企画競争を実施)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
307	(財)入管協会	外国人在留総合相談業務等	支出負担行為担当官代理 東京入国管理局次長 大和田高道 (東京都港区港南5-5-30)	平成17年4月1日	151,743,312	本委託業務は、在留外国人からの各種照会、相談業務であるが、これは単なる提出書類や申請書への記入方法にとどまらず、在留許可要件に合致しているか否かについても及ぶことから、外国人在留総合相談業務における回答は、外国人にとって我が国において生活できるかどうかなどに直結する非常に重みのあるものであり、仮に誤った内容の案内を受けた場合、本委託業務の受託者が損害賠償請求の対象になることも十分に予想されるところである。したがって、外国語のみならず、入国、在留関係手続に精通した専門的な知識が必要であるところ、十分な知識及び技能を有する相談員を配置し、円滑な業務運営を行うことができるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から企画競争を実施。なお、空港審査場案内整理業務については、19年度から一般競争入札に移行。)	空港審査場案内整理業務経費 33,852,942円
308	(財)入管協会	外国人在留総合相談業務等	支出負担行為担当官代理 名古屋入国管理局総務課長補佐 下畝地林 (名古屋市中区三の丸4-3-1)	平成17年4月1日	33,087,756	本委託業務は、在留外国人からの各種照会、相談業務であるが、これは単なる提出書類や申請書への記入方法にとどまらず、在留許可要件に合致しているか否かについても及ぶことから、外国人在留総合相談業務における回答は、外国人にとって我が国において生活できるかどうかなどに直結する非常に重みのあるものであり、仮に誤った内容の案内を受けた場合、本委託業務の受託者が損害賠償請求の対象になることも十分に予想されるところである。したがって、外国語のみならず、入国、在留関係手続に精通した専門的な知識が必要であるところ、十分な知識及び技能を有する相談員を配置し、円滑な業務運営を行うことができるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。 (会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から企画競争を実施。なお、空港審査場案内整理業務については、19年度から一般競争入札に移行)	空港審査場案内整理業務経費 4,836,132円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
309	(財)入管協会	外国人在留総合相談業務等	支出負担行為担当官 大阪入国管理局長 稲見敏夫 (大阪府大阪市中央区谷町2丁目1-21)	平成17年4月1日	86,049,840	本委託業務は、在留外国人からの各種照会、相談業務であるが、これは単なる提出書類や申請書への記入方法にとどまらず、在留許可要件に合致しているか否かについても及ぶことから、外国人在留総合相談業務における回答は、外国人にとって我が国において生活できるかどうかなどに直結する非常に重みのあるものであり、仮に誤った内容の案内を受けた場合、本委託業務の受託者が損害賠償請求の対象になることも十分に予想されるところである。したがって、外国語のみならず、入国、在留関係手続に精通した専門的な知識が必要であるところ、十分な知識及び技能を有する相談員を配置し、円滑な業務運営を行うことができるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から企画競争を実施。なお、空港審査場案内整理業務については、19年度から一般競争入札に移行)	空港審査場案内整理業務経費 9,672,269円
310	(財)入管協会	外国人在留総合相談業務等	支出負担行為担当官 仙台入国管理局長 重見一崇 (仙台市宮城野区五輪1-3-20)	平成17年4月1日	11,292,720	本委託業務は、在留外国人からの各種照会、相談業務であるが、これは単なる提出書類や申請書への記入方法にとどまらず、在留許可要件に合致しているか否かについても及ぶことから、外国人在留総合相談業務における回答は、外国人にとって我が国において生活できるかどうかなどに直結する非常に重みのあるものであり、仮に誤った内容の案内を受けた場合、本委託業務の受託者が損害賠償請求の対象になることも十分に予想されるところである。したがって、外国語のみならず、入国、在留関係手続に精通した専門的な知識が必要であるところ、十分な知識及び技能を有する相談員を配置し、円滑な業務運営を行うことができるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から企画競争を実施)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
311	(財)矯正協会	法務省型書架購入	支出負担行為担当官 盛岡地方法務局長 佐河昭夫 (岩手県盛岡市内丸7-25)	平成17年6月1日	2,715,825	刑務作業は刑法第12条第2項に規定する懲役受刑者の「所定の作業」であり、懲役刑の本質的な要素をなすことに加え、勤労意欲を養成し、職業的知識及び技能を付与することが、受刑者の改善更生を図る上で、最も重要な処遇方法の一つである。 本件は、(財)矯正協会刑務作業協力事業部から書架(刑務所作業製品)を買い入れるものであるが、同事業部は、国の刑務作業の安定的運営に協力する目的で設立され、国から補助金の交付を受け、これを原資として刑務作業運営に必要な原材料の提供を行い、同原材料により製作された製品の販売を行っているため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第16号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
312	(財)矯正協会	法務省型書架購入	支出負担行為担当官 東京法務局長 石井政治 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成17年4月18日	1,876,245	刑務作業は刑法第12条第2項に規定する懲役受刑者の「所定の作業」であり、懲役刑の本質的な要素をなすことに加え、勤労意欲を養成し、職業的知識及び技能を付与することが、受刑者の改善更生を図る上で、最も重要な処遇方法の一つである。 本件は、(財)矯正協会刑務作業協力事業部から書架(刑務所作業製品)を買い入れるものであるが、同事業部は、国の刑務作業の安定的運営に協力する目的で設立され、国から補助金の交付を受け、これを原資として刑務作業運営に必要な原材料の提供を行い、同原材料により製作された製品の販売を行っているため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第16号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
313	(財)矯正協会	登記諸用紙 登記簿用バインダー 供託諸用紙の購入	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 原 優 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成17年4月27日	81,961,858	刑務作業は刑法第12条第2項に規定する懲役受刑者の「所定の作業」であり、懲役刑の本質的な要素をなすことに加え、勤労意欲を養成し、職業的知識及び技能を付与することが、受刑者の改善更生を図る上で、最も重要な処遇方法の一つである。 本件は、(財)矯正協会刑務作業協力事業部から事務用消耗品(刑務所作業製品)を買い入れるものであるが、同事業部は、国の刑務作業の安定的運営に協力する目的で設立され、国から補助金の交付を受け、これを原資として刑務作業運営に必要な原材料の提供を行い、同原材料により製作された製品の販売を行っているため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第16号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	単価契約 1枚当たり1.95円(税抜) ほか 208件
314	(財)矯正協会	事件記録等送致票購入	支出負担行為担当官 東京地方検察庁検事正 櫻井正史 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成17年8月1日	2,334,675	刑務作業は刑法第12条第2項に規定する懲役受刑者の「所定の作業」であり、懲役刑の本質的な要素をなすことに加え、勤労意欲を養成し、職業的知識及び技能を付与することが、受刑者の改善更生を図る上で、最も重要な処遇方法の一つである。 本件は、(財)矯正協会刑務作業協力事業部から事務用消耗品(刑務所作業製品)を買い入れるものであるが、同事業部は、国の刑務作業の安定的運営に協力する目的で設立され、国から補助金の交付を受け、これを原資として刑務作業運営に必要な原材料の提供を行い、同原材料により製作された製品の販売を行っているため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第16号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
315	(財)矯正協会	定期刊行物購入 ①人 各31,813部 ②わこうど 各3,746部	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 原 優 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成17年4月1日	32,317,764	当該書籍(刊行物)は、契約業者が出版及び販売を行っているものであり、契約業者以外の者からの調達はできないため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	単価契約 ①75円 ②82円

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
316	(財)矯正協会	私物保管箱購入(850個)	支出負担行為担当官 青森刑務所長 佐々木久男 (青森市大字荒川字藤戸88番地)	平成18年3月9日	3,525,375	刑務作業は刑法第12条第2項に規定する懲役受刑者の「所定の作業」であり、懲役刑の本質的な要素をなすことに加え、勤労意欲を養成し、職業的知識及び技能を付与することが、受刑者の改善更生を図る上で、最も重要な処遇方法の一つである。 本件は、(財)矯正協会刑務作業協力事業部から被収容者用品(刑務所作業製品)を買い入れるものであるが、同事業部は、国の刑務作業の安定的運営に協力する目的で設立され、国から補助金の交付を受け、これを原資として刑務作業運営に必要な原材料の提供を行い、同原材料により製作された製品の販売を行っているため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第16号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
317	(財)矯正協会	私物保管箱購入(224個)	支出負担行為担当官 山形刑務所長 茂 木 嘉 則 (山形県山形市あけぼの2-1-1)	平成18年2月20日	6,115,200	刑務作業は刑法第12条第2項に規定する懲役受刑者の「所定の作業」であり、懲役刑の本質的な要素をなすことに加え、勤労意欲を養成し、職業的知識及び技能を付与することが、受刑者の改善更生を図る上で、最も重要な処遇方法の一つである。 本件は、(財)矯正協会刑務作業協力事業部から被収容者用品(刑務所作業製品)を買い入れるものであるが、同事業部は、国の刑務作業の安定的運営に協力する目的で設立され、国から補助金の交付を受け、これを原資として刑務作業運営に必要な原材料の提供を行い、同原材料により製作された製品の販売を行っているため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第16号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
318	(財)法曹会	図書購入(最高裁判所判例解説)	支出負担行為担当官 福岡法務局長 山垣清正 (福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成18年2月23日	2,480,660	当該書籍は、契約業者が出版及び販売を行っているものであり、契約業者以外の者からの調達はできないため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
319	(財)法曹会	司法試験用法文(平成17年度)印刷	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 原 優 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成17年4月1日	4,769,940	契約業者は、唯一、同印刷物の版下を有していることから、同業他社に比して大幅に経費の削減ができるため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号口)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行するために時間を要するもの(19年度から一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
320	(財)法曹会	①最高裁判所判例解説(LAN許諾料)20式, ②同追補版DVD1式, ③同追補版(LAN許諾料)25式の購入	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 大森淳 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成18年3月1日	1,791,300	最高裁判所判例解説は、契約業者が出版及び販売を行っているものであり、契約業者以外の者からの調達ができないため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	①76,400円 ②35,000円 ③9,100円
321	(社)商事法務研究会	電子債権法制に関する調査・研究	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 原 優 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成17年5月20日	1,905,750	法務省が求める電子債権法制に詳しい商法学者、法務・金融に詳しい金融機関の法務担当者など関係分野の有識者等による調査研究の体制を確立している者は契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	— (同一案件の調達予定はないが、同種案件の調達の場合は、事案に応じて一般競争入札又は企画競争を実施)	
322	(社)商事法務研究会	保険法の改正に関する調査・研究	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 原 優 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成17年8月29日	1,950,795	法務省が求める保険法及びその関連分野、実務界の有識者等による調査研究の体制を確立している者は契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	— (同一案件の調達予定はないが、同種案件の調達の場合は、事案に応じて一般競争入札又は企画競争を実施)	
323	(社)商事法務研究会	民法(第1編、第3編第1章)の翻訳	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 原 優 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成17年12月28日	16,973,250	本調達は、政府の決定に基づくものであり、高い精度を有する完成度の高いものが求められているため、英訳業務を行う場合の作業工程(体制)が充実した者を選定する必要があった。そこで、企画競争を行ったところ、3者から応募があり、契約業者のみが合格したものである。したがって、契約業者と随意契約したもの。(会計法第29条の3第4項, 予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	— (同一案件の調達予定はないが、同種案件の調達の場合は、事案に応じて一般競争入札又は企画競争を実施)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
324	(社)愛知県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	地図混乱地域対策事業	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 大森淳 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成17年11月2日	1,066,000	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
325	(社)愛知県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 大森淳 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成18年1月6日	4,972,000	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
326	(社)愛知県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	地図混乱地域対策事業	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 大森淳 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成18年1月6日	5,520,900	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
327	(社)愛媛県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 松山地方法務局長 斉藤登 (愛媛県松山市宮田町188-6)	平成17年4月8日	1,991,276	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
328	(社)愛媛県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 松山地方法務局長 斉藤登 (愛媛県松山市宮田町188-6)	平成18年1月11日	2,707,351	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
329	(社)愛媛県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	地図混乱地域対策事業	支出負担行為担当官 松山地方法務局長 斉藤登 (愛媛県松山市宮田町188-6)	平成18年1月11日	3,327,009	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
330	(社)愛媛県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	登記所備付地図作成作業	支出負担行為担当官 松山地方法務局長 斉藤登 (愛媛県松山市宮田町188-6)	平成17年4月22日	14,612,000	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
331	(社)茨城県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 水戸地方法務局長 竹谷喜文 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成17年6月17日	4,862,963	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
332	(社)茨城県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 水戸地方方法務局長 竹谷喜文 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成17年10月3日	5,042,955	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
333	(社)茨城県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	地図混乱地域対策事業	支出負担行為担当官 水戸地方方法務局長 竹谷喜文 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成18年1月5日	5,742,387	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
334	(社)茨城県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	地図整備作業委託	支出負担行為担当官 水戸地方法務局長 竹谷喜文 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成17年6月17日	6,437,105	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
335	(社)茨城県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 水戸地方法務局長 竹谷喜文 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成17年6月17日	8,204,391	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
336	(社)茨城県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	登記所備付地図作成作業	支出負担行為担当官 水戸地方法務局長 竹谷喜文 (茨城県水戸市北見町1-1)	平成17年5月9日	11,520,382	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
337	(社)岡山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	地図混乱地域対策事業	支出負担行為担当官 岡山地方法務局長 石川和雄 (岡山県岡山市南方一丁目3-59)	平成17年11月16日	4,089,204	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
338	(社)岡山県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 岡山地方法務局長 石川和雄 (岡山県岡山市南方一丁目3-59)	平成17年11月1日	4,213,418	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
339	(社)岡山県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 岡山地方法務局長 石川和雄 (岡山県岡山市南方一丁目3-59)	平成17年6月21日	7,021,976	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
340	(社)沖縄県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	登記所備付地図作成作業	支出負担行為担当官 那覇地方法務局長 大唐正秀 (沖縄県那覇市樋川1-15-15)	平成17年5月9日	12,471,182	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
341	(社)沖縄県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	地図混乱地域対策事業	支出負担行為担当官 那覇地方法務局長 大唐正秀 (沖縄県那覇市樋川1-15-15)	平成18年2月1日	5,457,477	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
342	(社)岩手県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	地図混乱地域対策事業	支出負担行為担当官 盛岡地方方法務局長 佐河昭夫 (岩手県盛岡市内丸7-25)	平成17年12月5日	1,157,215	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
343	(社)岩手県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	登記所備付地図作成作業	支出負担行為担当官代理 盛岡地方方法務局総務課長 藤谷幸雄 (岩手県盛岡市内丸7-25)	平成17年4月1日	44,841,657	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
344	(社)岐阜県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 岐阜地方方法務局長 太田健治 (岐阜県岐阜市金竜町5-13)	平成17年7月1日	1,300,855	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
345	(社)岐阜県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	登記所備付地図作成作業	支出負担行為担当官 岐阜地方方法務局長 太田健治 (岐阜県岐阜市金竜町5-13)	平成17年4月20日	10,098,601	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
346	(社)宮城県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	地図混乱地域対策事業	支出負担行為担当官 仙台法務局長 中村 巽 (仙台市青葉区春日町7-25)	平成17年12月15日	1,171,310	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
347	(社)宮城県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	登記所備付地図作成作業	支出負担行為担当官 仙台法務局長 中村 巽 (仙台市青葉区春日町7-25)	平成17年4月22日	42,406,168	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
348	(社)京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 京都地方法務局長 幸良秋夫 (京都市上京区荒神口河原町東入上生洲町197)	平成18年1月6日	3,146,693	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
349	(社)京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会	地図混乱地域対策事業	支出負担行為担当官 京都地方法務局長 幸良秋夫 (京都市上京区荒神口河原町東入上生洲町197)	平成18年1月6日	3,696,000	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
350	(社)京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 京都地方法務局長 幸良秋夫 (京都市上京区荒神口河原町東入上生洲町197)	平成17年7月1日	7,720,980	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
351	(社)釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 釧路地方法務局長 柳澤守男 (北海道釧路市幸町10-3)	平成17年6月30日	9,463,744	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
352	(社)釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 釧路地方方法務局長 柳澤守男 (北海道釧路市幸町10-3)	平成18年1月16日	14,361,476	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
353	(社)熊本県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 熊本地方法務局長 溝川健三 (熊本県熊本市大江3-1-53)	平成18年1月23日	3,133,440	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
354	(社)熊本県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	登記所備付地図作成作業	支出負担行為担当官 熊本地方務局長 溝川健三 (熊本県熊本市大江3-1-53)	平成17年4月1日	7,028,734	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
355	(社)熊本県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 熊本地方務局長 溝川健三 (熊本県熊本市大江3-1-53)	平成17年7月1日	7,289,436	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
356	(社)群馬県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 前橋地方法務局長 今井廣明 (群馬県前橋市大手町2-10-5)	平成18年1月13日	1,234,800	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
357	(社)群馬県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 前橋地方法務局長 今井廣明 (群馬県前橋市大手町2-10-5)	平成17年4月25日	8,624,700	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
358	(社)群馬県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	登記所備付地図作成作業	支出負担行為担当官 前橋地方法務局長 今井廣明 (群馬県前橋市大手町2-10-5)	平成17年4月25日	38,735,582	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
359	(社)宮崎県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 宮崎地方法務局長 平野英雄 (宮崎県宮崎市旭2-1-18)	平成18年1月17日	1,619,780	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
360	(社)宮崎県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 宮崎地方方法務局長 平野英雄 (宮崎県宮崎市旭2-1-18)	平成17年6月13日	6,486,667	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
361	(社)鹿児島県公 共嘱託登記土地 家屋調査士協会	地図混乱地域対策事業	支出負担行為担当官 鹿児島地方方法務局長 佐々木正光 (鹿児島市鴨池新町1番2号)	平成18年1月6日	14,479,014	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
362	(社)鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	登記所備付地図作成作業	支出負担行為担当官 鹿児島県地方務局長 佐々木正光 (鹿児島市鴨池新町1番2号)	平成17年4月8日	44,237,805	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
363	(社)広島県公共嘱託土地家屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官代理 広島法務局総務管理官 難波尊廣 (広島県広島市中区上八丁堀6-30)	平成17年6月1日	2,518,857	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	単価契約 工数1筆当たり 金46円34銭

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
364	(社)広島県公共 嘱託土地家屋調 査士協会	地図混乱地域対策事業	支出負担行為担当官代理 広島法務局総務管理官 難波尊廣 (広島県広島市中区上八丁堀6-3 0)	平成18年1月16日	3,122,700	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
365	(社)広島県公共 嘱託土地家屋調 査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官代理 広島法務局総務管理官 難波尊廣 (広島県広島市中区上八丁堀6-3 0)	平成17年6月1日	4,423,674	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
366	(社)広島県公共 嘱託土地家屋調 査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官代理 広島法務局総務管理官 難波尊廣 (広島県広島市中区上八丁堀6-3 0)	平成17年6月1日	6,420,499	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
367	(社)広島県公共 嘱託土地家屋調 査士協会	登記所備付地図作成作業	支出負担行為担当官代理 広島法務局総務管理官 難波尊廣 (広島県広島市中区上八丁堀6-3 0)	平成17年6月1日	12,010,811	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
368	(社)広島県公共 嘱託土地家屋調 査士協会	地図混乱地域対策事業	支出負担行為担当官 広島法務局長 小林健二 (広島県広島市中区上八丁堀6-30)	平成17年12月9日	1,066,117	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
369	(社)広島県公共 嘱託土地家屋調 査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 広島法務局長 小林健二 (広島県広島市中区上八丁堀6-30)	平成18年1月16日	2,166,793	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
370	(社)香川県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	地図混乱地域対策事業	支出負担行為担当官 高松法務局長 竹本廣一 (香川県高松市丸の内1-1)	平成18年2月7日	3,479,700	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
371	(社)高知県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	地図混乱地域対策事業	支出負担行為担当官 高知地方務局長 田村 耕三 (高知県高知市小津町4-30)	平成17年11月17日	1,155,924	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
372	(社)高知県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 高知地方法務局長 田村耕三 (高知県高知市小津町4-30)	平成18年1月24日	1,649,592	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
373	(社)高知県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	地図混乱地域対策事業	支出負担行為担当官 高知地方法務局長 田村耕三 (高知県高知市小津町4-30)	平成17年12月1日	7,157,000	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
374	(社)高知県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官代理 高知地方務局戸籍課長 上甲俊朗 (高知県高知市小津町4-30)	平成17年4月1日	5,586,191	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
375	(社)高知県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	登記所備付地図作成作業	支出負担行為担当官代理 高知地方務局戸籍課長 上甲俊朗 (高知県高知市小津町4-30)	平成17年4月1日	18,325,020	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
376	(社)佐賀県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 佐賀地方方法務局長 西江 隆 (佐賀県佐賀市城内2-10-20)	平成17年7月11日	8,118,600	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
377	(社)埼玉公共嘱 託登記土地家屋 調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 さいたま地方方法務局長 永井敏夫 (埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成18年1月16日	4,347,000	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
378	(社)埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 さいたま地方法務局長 永井敏夫 (埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成18年1月16日	5,439,000	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
379	(社)埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会	地図混乱地域対策事業	支出負担行為担当官 さいたま地方法務局長 永井敏夫 (埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成17年12月1日	5,955,280	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
380	(社)埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 さいたま地方法務局長 永井敏夫 (埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成17年7月20日	9,628,500	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
381	(社)埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 さいたま地方法務局長 永井敏夫 (埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成17年7月1日	12,957,000	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
382	(社)埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会	登記所備付地図作成作業	支出負担行為担当官 さいたま地方方法務局長 永井敏夫 (埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58)	平成17年5月9日	15,693,417	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
383	(社)札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会	地図混乱地域対策事業	支出負担行為担当官 札幌法務局長 佐々木暁 (札幌市北区北8条西2丁目1-1)	平成18年1月4日	1,153,908	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
384	(社)札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 札幌法務局長 佐々木暁 (札幌市北区北8条西2丁目1-1)	平成18年1月16日	3,865,685	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
385	(社)札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官代理 札幌法務局民事行政部長 猪又間喜雄 (札幌市北区北8条西2丁目1-1)	平成17年4月1日	7,140,761	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
386	(社)三重県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 津地方法務局長 佐伯健一 (三重県津市丸之内26-8)	平成18年1月18日	2,857,000	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
387	(社)三重県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 津地方法務局長 佐伯健一 (三重県津市丸之内26-8)	平成17年7月8日	5,566,050	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
388	(社)三重県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	登記所備付地図作成作業	支出負担行為担当官 津地方法務局長 佐伯健一 (三重県津市丸之内26-9)	平成17年6月22日	14,716,000	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
389	(社)山形県公共 嘱託土地家屋調 査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 山形地方法務局長 生田目克彦 (山形県山形市緑町1-5-48)	平成17年7月1日	10,997,508	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
390	(社)山形県公共 嘱託土地家屋調 査士協会	登記所備付地図作成作業	支出負担行為担当官 山形地方方法務局長 生田目克彦 (山形県山形市緑町1-5-48)	平成17年5月9日	11,385,581	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
391	(社)山口県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 山口地方方法務局長 永岡健治 (山口県山口市巾着町6番16号)	平成18年2月27日	1,519,082	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
392	(社)山口県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 山口地方法務局長 永岡健治 (山口県山口市河原町6番16号)	平成18年1月4日	1,852,580	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
393	(社)山口県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 山口地方法務局長 永岡健治 (山口県山口市河原町6番16号)	平成17年6月15日	1,960,327	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
394	(社)山口県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 山口地方法務局長 永岡健治 (山口県山口市河原町6番16号)	平成18年1月4日	3,064,717	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
395	(社)山口県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 山口地方法務局長 永岡健治 (山口県山口市河原町6番16号)	平成18年1月4日	4,322,826	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
396	(社)山口県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 山口地方法務局長 永岡健治 (山口県山口市河原町6番16号)	平成17年6月15日	5,146,057	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
397	(社)山梨県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	登記所備付地図作成作業	支出負担行為担当官 甲府地方法務局長 平野俊夫 (山梨県甲府市北口1-2-19)	平成17年5月9日	22,382,631	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
398	(社)滋賀県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 大津地方方法務局長 柿村 清 (滋賀県大津市京町3-1-1)	平成18年1月20日	4,857,750	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
399	(社)滋賀県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 大津地方方法務局長 柿村 清 (滋賀県大津市京町3-1-1)	平成18年6月15日	5,418,611	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
400	(社)秋田県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 秋田地方法務局長 鈴木真一 (秋田市山王7-1-3)	平成18年1月13日	2,370,816	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
401	(社)秋田県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 秋田地方法務局長 鈴木真一 (秋田市山王7-1-3)	平成17年6月3日	11,240,024	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
402	(社)新潟県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	地図混乱地域対策事業	支出負担行為担当官 新潟地方方法務局長 井内省吾 (新潟市西大畑町5191番地)	平成17年12月12日	1,129,621	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
403	(社)新潟県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 新潟地方方法務局長 井内省吾 (新潟市西大畑町5191番地)	平成17年6月3日	2,346,171	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
404	(社)新潟県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 新潟地方方法務局長 井内省吾 (新潟市西大畑町5191番地)	平成17年6月3日	6,987,488	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
405	(社)新潟県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 新潟地方方法務局長 井内省吾 (新潟市西大畑町5191番地)	平成17年6月3日	7,689,541	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
406	(社)神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 横浜地方方法務局長 石戸 忠 (横浜市中区北仲通5-57)	平成17年11月1日	4,728,729	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
407	(社)神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 横浜地方方法務局長 石戸 忠 (横浜市中区北仲通5-57)	平成17年7月1日	7,317,468	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
408	(社)神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 横浜地方方法務局長 石戸 忠 (横浜市中区北仲通5-57)	平成17年11月1日	9,080,600	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
409	(社)神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	登記所備付地図作成作業	支出負担行為担当官 横浜地方方法務局長 石戸 忠 (横浜市中区北仲通5-57)	平成17年4月14日	9,950,613	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
410	(社)神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 横浜地方方法務局長 石戸 忠 (横浜市中区北仲通5-57)	平成17年7月1日	16,650,392	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
411	(社)神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 横浜地方方法務局長 石戸 忠 (横浜市中区北仲通5-57)	平成17年11月1日	6,486,411	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
412	(社)神奈川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 横浜地方方法務局長 石戸 忠 (横浜市中区北仲通5-57)	平成17年7月1日	9,002,482	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
413	(社)青森県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	登記所備付地図作成作業	支出負担行為担当官 青森地方方法務局長 福田 庄一 (青森市長島1-3-5)	平成17年4月27日	20,485,677	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
414	(社)静岡県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	地図混乱地域対策事業	支出負担行為担当官 静岡県地方務局長 中川清秀 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成17年11月21日	1,065,750	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
415	(社)静岡県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	地図混乱地域対策事業	支出負担行為担当官 静岡県地方務局長 中川清秀 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成18年1月4日	4,219,950	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
416	(社)静岡県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 静岡県地方務局長 中川清秀 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成17年6月1日	4,977,000	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
417	(社)静岡県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 静岡県地方務局長 中川清秀 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成17年6月1日	5,145,000	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
418	(社)静岡県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	登記所備付地図作成作業	支出負担行為担当官 静岡県地方務局長 中川清秀 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成17年4月1日	6,225,884	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
419	(社)静岡県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 静岡県地方務局長 中川清秀 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成17年6月1日	9,607,500	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
420	(社)静岡県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 静岡地方法務局長 中川清秀 (静岡県静岡市葵区追手町9-50)	平成18年1月4日	10,298,400	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
421	(社)石川県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	地図混乱地域対策事業	支出負担行為担当官 金沢地方法務局長 新谷雄彦 (石川県金沢市新神田4-3-10)	平成17年11月30日	1,051,008	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
422	(社)石川県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 金沢地方方法務局長 新谷雄彦 (石川県金沢市新神田4-3-10)	平成18年1月16日	1,473,022	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
423	(社)石川県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	地図混乱地域対策事業	支出負担行為担当官 金沢地方方法務局長 新谷雄彦 (石川県金沢市新神田4-3-10)	平成18年1月6日	2,803,781	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
424	(社)石川県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 金沢地方方法務局長 新谷雄彦 (石川県金沢市新神田4-3-10)	平成17年6月15日	6,728,434	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
425	(社)石川県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	登記所備付地図作成作業	支出負担行為担当官 金沢地方方法務局長 新谷雄彦 (石川県金沢市新神田4-3-10)	平成17年5月9日	21,949,383	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
426	(社)千葉県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 千葉県地方務局長 板谷浩禎 (千葉市中央区中央港1-11-3)	平成18年1月16日	2,007,129	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
427	(社)千葉県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 千葉県地方務局長 板谷浩禎 (千葉市中央区中央港1-11-3)	平成17年7月11日	4,541,512	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
428	(社)千葉県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 千葉県地方務局長 板谷浩禎 (千葉市中央区中央港1-11-3)	平成17年6月29日	5,299,441	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
429	(社)千葉県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 千葉県地方務局長 板谷浩禎 (千葉市中央区中央港1-11-3)	平成17年6月29日	6,579,666	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
430	(社)千葉県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	登記所備付地図作成作業	支出負担行為担当官 千葉県地方務局長 板谷浩禎 (千葉市中央区中央港1-11-3)	平成17年4月4日	18,395,102	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
431	(社)千葉県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 千葉県地方務局長 板谷浩禎 (千葉市中央区中央港1-11-3)	平成18年1月16日	3,019,150	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
432	(社)千葉県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	地図混乱地域対策事業	支出負担行為担当官 千葉県方法務局長 板谷浩禎 (千葉市中央区中央港1-11-3)	平成18年1月26日	4,506,532	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
433	(社)大阪公共嘱 託登記土地家屋 調査士協会	宿舎敷地境界確定測量業務	支出負担行為担当官 大阪高等検察庁検事長 齊田國太郎 (大阪市福島区福島1-1-60)	平成17年8月22日	1,801,540	本件業務は、登記を前提とした境界確定のための測量業務であり、不動産の表示に関する登記及び測量における専門的知識、経験が必要とされるほか、当該業務は、現地調査、境界確定のための立会等の事前作業を実施することにより作業内容やその困難性が把握されるため、登記・測量の専門家である者に委託する必要があるところ、それらの要件を満たす土地家屋調査士を擁するのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	— (同一案件の調達予定はないが、同種案件の調達の場合は、一般競争入札を実施)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
434	(社)大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 大阪法務局長 梅津和宏 (大阪市中央区谷町2-1-17)	平成17年6月6日	5,232,550	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
435	(社)大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 大阪法務局長 梅津和宏 (大阪市中央区谷町2-1-17)	平成17年6月6日	6,280,653	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
436	(社)大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 大阪法務局長 梅津和宏 (大阪市中央区谷町2-1-17)	平成17年6月6日	7,583,480	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
437	(社)大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 大阪法務局長 梅津和宏 (大阪市中央区谷町2-1-17)	平成18年1月18日	11,052,630	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
438	(社)大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会	登記所備付地図作成作業	支出負担行為担当官 大阪法務局長 梅津和宏 (大阪市中央区谷町2-1-17)	平成17年8月17日	11,897,560	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
439	(社)大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 大阪法務局長 梅津和宏 (大阪市中央区谷町2-1-17)	平成18年1月18日	12,295,531	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
440	(社)大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 大阪法務局長 梅津和宏 (大阪市中央区谷町2-1-17)	平成18年1月18日	13,083,964	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
441	(社)大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会	登記所備付地図作成作業	支出負担行為担当官 大阪法務局長 梅津和宏 (大阪市中央区谷町2-1-17)	平成17年8月17日	13,227,238	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
442	(社)大分県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 大分地方法務局長 中村 司 (大分市城崎町2-3-21)	平成17年6月3日	7,328,566	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
443	(社)大分県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	登記所備付地図作成作業	支出負担行為担当官 大分地方法務局長 中村 司 (大分市城崎町2-3-21)	平成17年4月15日	11,319,518	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
444	(社)長崎県公共 嘱託土地家屋調 査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 長崎地方方法務局長 樋口健児 (長崎県長崎市万才町8-16)	平成18年1月31日	1,204,651	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
445	(社)長崎県公共 嘱託土地家屋調 査士協会	地図混乱地域対策事業	支出負担行為担当官 長崎地方方法務局長 樋口健児 (長崎県長崎市万才町8-16)	平成17年12月1日	6,573,878	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
446	(社)長崎県公共 嘱託土地家屋調 査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 長崎地方方法務局長 樋口健児 (長崎県長崎市万才町8-16)	平成17年4月1日	12,713,400	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
447	(社)長崎県公共 嘱託土地家屋調 査士協会	登記所備付地図作成作業	支出負担行為担当官 長崎地方方法務局長 樋口健児 (長崎県長崎市万才町8-16)	平成17年4月1日	17,617,744	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
448	(社)長野県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	登記所備付地図作成作業	支出負担行為担当官代理 長野地方法務局首席登記官 関崎久則 (長野県長野市旭町1108)	平成17年4月1日	12,059,098	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
449	(社)長野県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	地図混乱地域対策事業	支出負担行為担当官代理 長野地方法務局長 佐藤努 (長野県長野市旭町1108)	平成17年11月24日	4,779,034	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
450	(社)長野県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官代理 長野地方方法務局長 佐藤努 (長野県長野市旭町1108)	平成17年7月1日	12,069,303	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
451	(社)島根県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	地図混乱地域対策事業	支出負担行為担当官 松江地方方法務局長 小巻 泰 (島根県松江市母衣町50)	平成17年12月1日	8,926,000	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
452	(社)島根県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	登記所備付地図作成作業	支出負担行為担当官 松江地方法務局長 小巻 泰 (島根県松江市母衣町50)	平成17年6月1日	19,193,065	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
453	(社)東京公共嘱 託登記土地家屋 調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 東京法務局長 戸田信久 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成17年7月1日	22,247,725	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
454	(社)東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会	登記所備付地図作成作業	支出負担行為担当官 東京法務局長 戸田信久 (東京都千代田区九段南1-1-15)	平成17年7月1日	40,981,131	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
455	(社)徳島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	地図混乱地域対策事業	支出負担行為担当官 徳島地方法務局長 金子 甫 (徳島県徳島市徳島町城内6-6)	平成18年1月13日	4,329,990	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
456	(社)栃木県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 宇都宮地方務局長 三上隆司 (栃木県宇都宮市小幡2-1-11)	平成17年7月1日	11,452,248	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
457	(社)栃木県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 宇都宮地方務局長 三上隆司 (栃木県宇都宮市小幡2-1-11)	平成18年1月16日	3,010,827	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
458	(社)栃木県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	登記所備付地図作成作業	支出負担行為担当官 宇都宮地方務局長 三上隆司 (栃木県宇都宮市小幡2-1-11)	平成17年4月20日	18,605,092	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
459	(社)奈良県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 奈良地方務局長 中川猪三男 (奈良市高畑町552番地)	平成17年12月1日	2,999,430	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
460	(社)奈良県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	登記所備付地図作成作業	支出負担行為担当官 奈良地方法務局長 中川猪三男 (奈良市高畑町552番地)	平成17年6月1日	28,269,011	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
461	(社)富山県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 富山地方法務局長 吉岡誠一 (富山県富山市牛島新町11-7)	平成18年1月19日	1,936,868	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
462	(社)富山県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	地図混乱地域対策事業	支出負担行為担当官 富山地方法務局長 吉岡誠一 (富山県富山市牛島新町11-7)	平成18年1月25日	2,250,000	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
463	(社)富山県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 富山地方法務局長 吉岡誠一 (富山県富山市牛島新町11-7)	平成17年7月1日	9,179,100	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
464	(社)富山県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	登記所備付地図作成作業	支出負担行為担当官 富山地方法務局長 吉岡誠一 (富山県富山市牛島新町11-7)	平成17年4月27日	16,054,294	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
465	(社)福井県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	地図混乱地域対策事業	支出負担行為担当官 福井地方法務局長 関戸美朗 (福井県福井市春山1-1-54)	平成18年2月10日	1,968,700	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
466	(社)福井県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	登記所備付地図作成作業	支出負担行為担当官 福井地方法務局長 関戸美朗 (福井県福井市春山1-1-54)	平成17年4月1日	14,875,057	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
467	(社)福岡県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 福岡法務局長 山垣清正 (福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成18年1月20日	9,935,114	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
468	(社)福岡県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 福岡法務局長 山垣清正 (福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成17年6月3日	18,305,591	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
469	(社)福岡県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	登記所備付地図作成作業	支出負担行為担当官 福岡法務局長 山垣清正 (福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成17年4月12日	21,604,113	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
470	(社)福島県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 福島地方務局長 山口仁士 (福島県福島市霞町1-46)	平成17年7月1日	15,409,882	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
471	(社)福島県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	登記所備付地図作成作業	支出負担行為担当官 福島地方務局長 山口仁士 (福島県福島市霞町1-46)	平成17年4月11日	22,364,556	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
472	(社)兵庫県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	地図混乱地域対策事業	支出負担行為担当官 神戸地方法務局長 北野節夫 (兵庫県神戸市中央区波止場町1-1)	平成17年7月1日	1,174,099	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
473	(社)兵庫県公共 嘱託登記土地家 屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 神戸地方法務局長 北野節夫 (兵庫県神戸市中央区波止場町1-1)	平成18年2月1日	15,286,668	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
474	(社)兵庫県公共 嘱託登記土地家 屋調査司会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 神戸地方法務局長 北野節夫 (兵庫県神戸市中央区波止場町1-1)	平成17年6月3日	16,916,370	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
475	(社)和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	登記所備付地図作成作業	支出負担行為担当官代理 和歌山地方法務局上席訟務官 山田敏雄 (和歌山県和歌山市二番丁2番地)	平成17年4月11日	19,509,095	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
476	(社)旭川公共嘱託登記土地家屋調査士協会	既存地図整備作業	支出負担行為担当官 旭川地方法務局長 本間 透 (北海道旭川市花咲町4-2272)	平成17年12月9日	1,451,331	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
477	(社)函館公共嘱託土地家屋調査士協会	登記所備付地図作成作業	支出負担行為担当官 函館地方法務局長 齊藤信一 (北海道函館市新川町25-19)	平成17年4月11日	35,526,978	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
478	(社)函館公共嘱託土地家屋調査士協会	地図混乱地域対策事業	支出負担行為担当官 函館地方方法務局長 齊藤信一 (北海道函館市新川町25-18)	平成17年12月7日	1,438,447	(社)公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、官公署等が公共の利益となる事業に関して行う不動産の表示に関する登記の嘱託又は申請が大量かつ一時的に集中することにかんがみ、これに必要な調査、測量、登記の嘱託手続等について、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合することにより、組織的に適正・迅速に処理することを可能とすることを目的として設立された公益法人である。 本件作業は、表示に関する登記における専門知識、特に地図に関する知識、測量、修正技術及び経験等が必要とされるものであり、その作業量は膨大なものであるから、本作業を適正・迅速に行うことができる人員を安定的に配置できるのは契約業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度から直ちに一般競争入札に移行)	
479	大林・りんかい日産・三星特定建設工事共同企業体	加古川刑務所第二庁舎等A工区新営(建築)工事(第1回追加)	支出負担行為担当官 法務省大臣官房施設課長 石神一郎 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成18年1月27日	171,150,000	本工事は、加古川刑務所第二庁舎等A工区新営(建築)工事(以下「前工事」という。)に直接関連する工事(開発行為の事前協議で工事条件の変更を求められ、設計変更等のため発注できなかった工事)であり、前工事と一体の構造物の構築等を目的としていることから、施工業者が前工事と本工事で異なる場合には、かし担保の責任が不明確になる等密接不可分な関係にあり、技術的に一貫した施工が必要であるため、契約業者と随意契約したもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号イ)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
480	大林・りんかい日産・三星特定建設工事共同企業体	加古川刑務所第二庁舎等A工区新営(建築)工事(第2回追加)	支出負担行為担当官 法務省大臣官房施設課長 石神一郎 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成18年2月8日	198,450,000	本工事は、加古川刑務所第二庁舎等A工区新営(建築)工事(以下「前工事」という。)に直接関連する工事(開発行為の事前協議で工事条件の変更を求められ、設計変更等のため発注できなかった工事)であり、前工事と一体の構造物の構築等を目的としていることから、施工業者が前工事と本工事で異なる場合には、かし担保の責任が不明確になる等密接不可分な関係にあり、技術的に一貫した施工が必要であるため、契約業者と随意契約したもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号イ)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
481	大林・鉄建特定建設工事共同企業体	網走刑務所収容棟等新営(建築)工事(第2回追加)	支出負担行為担当官 法務省大臣官房施設課長 石神一郎 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成17年4月14日	374,850,000	本工事は、網走刑務所収容棟等新営(建築)工事(以下「前工事」という。)に直接関連する工事(収容を継続した上、順次工区を変更しながら取り壊しと建築を繰り返し行う工事)であり、前工事と一体の構造物の構築等を目的としていることから、施工業者が前工事と本工事で異なる場合には、かし担保の責任が不明確になる等密接不可分な関係にあり、技術的に一貫した施工が必要であるため、契約業者と随意契約したもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号イ)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
482	大林・鉄建特定建設工事協同企業体	製素品倉庫製品置場設置工事	支出負担行為担当官 網走刑務所 佐野順一 (北海道網走市字三眺)	平成17年11月1日	3,732,750	本工事は、網走刑務所収容棟等新営(建築)工事(以下「前工事」という。)に直接関連する工事(網走刑務所収容棟新営(建築)工事において建築中の製素品倉庫の躯体に直接施工する鋼製棚を設置する工事)であり、前工事と一体の構造物の構築等を目的としていることから、施工業者が前工事と本工事で異なる場合には、かし担保の責任が不明確になる等密接不可分な関係にあり、技術的に一貫した施工が必要であるため、契約業者と随意契約したもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号イ)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
483	東洋熱工業(株)	三重刑務所四日市拘置支所汚水直放化工事	支出負担行為担当官 三重刑務所長 北崎一夫 (三重県津市修成町16-1)	平成17年10月28日	5,533,500	平成17年9月20日に指名競争による入札を行ったが落札者がいなかった。そのため、平成17年9月22日から同年9月30日まで一般競争による再度入札公告を実施したものの、入札希望者がいなかったことから、契約業者と随意契約したもの。(会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2)	その他のもの	— (今後も競争入札を実施)	
484	五洋建設(株)	周南法務総合庁舎新営(建築)工事(第1回追加)	支出負担行為担当官 法務省大臣官房施設課長 石神一郎 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成17年12月27日	43,575,000	本工事は、周南法務総合庁舎新営(建築)工事(以下「前工事」という。)に直接関連する工事(既存拘置支所の収容を継続した上、順次工区を変更しながら取り壊しと建築を繰り返し行う工事)であり、前工事と一体の構造物の構築等を目的としていることから、施工業者が前工事と本工事で異なる場合には、かし担保の責任が不明確になる等密接不可分な関係にあり、技術的に一貫した施工が必要であるため、契約業者と随意契約したもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号イ)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
485	(株)セコム	庁舎機械警備業務	支出負担行為担当官 宇都宮地方務局長 三上隆司 (栃木県宇都宮市小幡2-1-11)	平成17年4月1日	1,260,000	庁舎機械警備を行うために契約業者の独自のシステムを設置しているところ、契約の相手方を他の業者に変更する場合には、当該システムの撤去及び他の業者のシステムを設置するための新たな経費が発生することから、現契約業者と契約することが有利であるため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号口)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度以降、機械警備システムの更新時期に一般競争入札を実施)	
486	(株)セコム	庁舎機械警備業務	支出負担行為担当官 横浜地方検察庁検事正 松永榮治 (横浜市中区日本大通9)	平成17年4月1日	3,792,096	庁舎機械警備を行うために契約業者の独自のシステムを設置しているところ、契約の相手方を他の業者に変更する場合には、当該システムの撤去及び他の業者のシステムを設置するための新たな経費が発生することから、現契約業者と契約することが有利であるため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号口)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度以降、機械警備システムの更新時期に一般競争入札を実施)	
487	(株)セコム	庁舎機械警備業務	支出負担行為担当官 横浜地方検察庁検事正 新井克美 (横浜市中区北仲通5-57)	平成17年4月1日	1,650,600	庁舎機械警備を行うために契約業者の独自のシステムを設置しているところ、契約の相手方を他の業者に変更する場合には、当該システムの撤去及び他の業者のシステムを設置するための新たな経費が発生することから、現契約業者と契約することが有利であるため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号口)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度以降、機械警備システムの更新時期に一般競争入札を実施)	
488	(株)セコム	庁舎機械警備業務	支出負担行為担当官 熊本地方検察庁検事正 匹田信幸 (熊本県熊本市京町1-12-11)	平成17年4月1日	4,006,320	庁舎機械警備を行うために契約業者の独自のシステムを設置しているところ、契約の相手方を他の業者に変更する場合には、当該システムの撤去及び他の業者のシステムを設置するための新たな経費が発生することから、現契約業者と契約することが有利であるため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号口)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度以降、機械警備システムの更新時期に一般競争入札を実施)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
489	(株)セコム	庁舎機械警備業務	支出負担行為担当官 熊本地方司法局長 溝川健三 (熊本県熊本市大江3-1-53)	平成17年4月1日	2,691,150	庁舎機械警備を行うために契約業者の独自のシステムを設置しているところ、契約の相手方を他の業者に変更する場合には、当該システムの撤去及び他の業者のシステムを設置するための新たな経費が発生することから、現契約業者と契約することが有利であるため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号口)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度以降、機械警備システムの更新時期に一般競争入札を実施)	
490	(株)セコム	庁舎機械警備業務	支出負担行為担当官 公安調査庁総務部長 久保田明広 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成17年4月1日	1,152,900	庁舎機械警備を行うために契約業者の独自のシステムを設置しているところ、契約の相手方を他の業者に変更する場合には、当該システムの撤去及び他の業者のシステムを設置するための新たな経費が発生することから、現契約業者と契約することが有利であるため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号口)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度以降、機械警備システムの更新時期に一般競争入札を実施)	
491	(株)セコム	庁舎機械警備業務	支出負担行為担当官 佐賀地方検察庁検事正 井内顯策 (佐賀県佐賀市中の小路5-25)	平成17年4月1日	2,028,600	庁舎機械警備を行うために契約業者の独自のシステムを設置しているところ、契約の相手方を他の業者に変更する場合には、当該システムの撤去及び他の業者のシステムを設置するための新たな経費が発生することから、現契約業者と契約することが有利であるため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号口)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度以降、機械警備システムの更新時期に一般競争入札を実施)	
492	(株)セコム	庁舎機械警備業務	支出負担行為担当官 大阪司法局長 梅津和宏 (大阪府中央区谷町2-1-17)	平成17年4月1日	4,189,500	庁舎機械警備を行うために契約業者の独自のシステムを設置しているところ、契約の相手方を他の業者に変更する場合には、当該システムの撤去及び他の業者のシステムを設置するための新たな経費が発生することから、現契約業者と契約することが有利であるため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号口)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度以降、機械警備システムの更新時期に一般競争入札を実施)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
493	(株)セコム	庁舎機械警備業務	支出負担行為担当官 大分地方検察庁検事正 梶木 壽 (大分市荷揚町7-5)	平成17年4月1日	2,116,800	庁舎機械警備を行うために契約業者の独自のシステムを設置しているところ、契約の相手方を他の業者に変更する場合には、当該システムの撤去及び他の業者のシステムを設置するための新たな経費が発生することから、現契約業者と契約することが有利であるため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号口)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度以降、機械警備システムの更新時期に一般競争入札を実施)	
494	(株)セコム	庁舎機械警備業務	支出負担行為担当官代理 佐賀地方法務局戸籍課長 都甲昇吾 (佐賀県佐賀市内2-10-20)	平成17年4月1日	1,474,200	庁舎機械警備を行うために契約業者の独自のシステムを設置しているところ、契約の相手方を他の業者に変更する場合には、当該システムの撤去及び他の業者のシステムを設置するための新たな経費が発生することから、現契約業者と契約することが有利であるため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号口)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度以降、機械警備システムの更新時期に一般競争入札を実施)	
495	(株)セコム	庁舎機械警備業務	支出負担行為担当官代理 札幌法務局民事行政部長 猪又間喜雄 (札幌市北区北8条西2丁目1-1)	平成17年4月1日	3,150,000	庁舎機械警備を行うために契約業者の独自のシステムを設置しているところ、契約の相手方を他の業者に変更する場合には、当該システムの撤去及び他の業者のシステムを設置するための新たな経費が発生することから、現契約業者と契約することが有利であるため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号口)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度以降、機械警備システムの更新時期に一般競争入札を実施)	
496	(株)セコム	庁舎機械警備業務	支出負担行為担当官代理 盛岡地方法務局総務課長 藤谷幸雄 (岩手県盛岡市内丸7-25)	平成17年4月1日	1,008,000	庁舎機械警備を行うために契約業者の独自のシステムを設置しているところ、契約の相手方を他の業者に変更する場合には、当該システムの撤去及び他の業者のシステムを設置するための新たな経費が発生することから、現契約業者と契約することが有利であるため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号口)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度以降、機械警備システムの更新時期に一般競争入札を実施)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
497	(株)セコム	庁舎機械警備業務	支出負担行為担当官代理 盛岡地方方法務局総務課長 藤谷幸雄 (岩手県盛岡市内丸7-25)	平成17年4月1日	4,991,999	庁舎機械警備を行うために契約業者の独自のシステムを設置しているところ、契約の相手方を他の業者に変更する場合には、当該システムの撤去及び他の業者のシステムを設置するための新たな経費が発生することから、現契約業者と契約することが有利であるため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号口)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度以降、機械警備システムの更新時期に一般競争入札を実施)	
498	(株)セコム	庁舎機械警備業務	支出負担行為担当官 大阪入国管理局長 稲見敏夫 (大阪府大阪市中央区谷町2丁目1-21)	平成17年4月1日	1,217,160	庁舎機械警備を行うために契約業者の独自のシステムを設置しているところ、契約の相手方を他の業者に変更する場合には、当該システムの撤去及び他の業者のシステムを設置するための新たな経費が発生することから、現契約業者と契約することが有利であるため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号口)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度以降、機械警備システムの更新時期に一般競争入札を実施)	
499	(株)セコム	庁舎機械警備業務	支出負担行為担当官 宇都宮地方検察庁検事正 鈴木和宏 (栃木県宇都宮市小幡2-1-11)	平成17年4月1日	2,331,744	庁舎機械警備を行うために契約業者の独自のシステムを設置しているところ、契約の相手方を他の業者に変更する場合には、当該システムの撤去及び他の業者のシステムを設置するための新たな経費が発生することから、現契約業者と契約することが有利であるため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号口)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度以降、機械警備システムの更新時期に一般競争入札を実施)	
500	(株)セコム	庁舎機械警備業務	支出負担行為担当官 京都地方検察庁検事正 津田賛平 (京都市上京区新町通下長者町下る 両御霊町82)	平成17年4月1日	1,446,748	庁舎機械警備を行うために契約業者の独自のシステムを設置しているところ、契約の相手方を他の業者に変更する場合には、当該システムの撤去及び他の業者のシステムを設置するための新たな経費が発生することから、現契約業者と契約することが有利であるため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号口)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度以降、機械警備システムの更新時期に一般競争入札を実施)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
501	(株)セコム	庁舎機械警備業務	支出負担行為担当官 福岡法務局長 山垣清正 (福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成17年10月1日	2,604,420	庁舎機械警備を行うために契約業者の独自のシステムを設置しているところ、契約の相手方を他の業者に変更する場合には、当該システムの撤去及び他の業者のシステムを設置するための新たな経費が発生することから、現契約業者と契約することが有利であるため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号口)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度以降、機械警備システムの更新時期に一般競争入札を実施)	
502	(株)セコム	庁舎機械警備業務	支出負担行為担当官 福岡法務局長 山垣清正 (福岡市中央区舞鶴3-9-15)	平成17年4月1日	2,853,990	庁舎機械警備を行うために契約業者の独自のシステムを設置しているところ、契約の相手方を他の業者に変更する場合には、当該システムの撤去及び他の業者のシステムを設置するための新たな経費が発生することから、現契約業者と契約することが有利であるため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号口)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度以降、機械警備システムの更新時期に一般競争入札を実施)	
503	(株)セコム	庁舎機械警備業務	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 大森淳 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成17年4月1日	2,399,160	庁舎機械警備を行うために契約業者の独自のシステムを設置しているところ、契約の相手方を他の業者に変更する場合には、当該システムの撤去及び他の業者のシステムを設置するための新たな経費が発生することから、現契約業者と契約することが有利であるため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号口)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度以降、機械警備システムの更新時期に一般競争入札を実施)	
504	(株)セコム	庁舎機械警備業務	支出負担行為担当官 名古屋法務局長 大森淳 (名古屋市中区三の丸2-2-1)	平成17年4月1日	5,040,000	庁舎機械警備を行うために契約業者の独自のシステムを設置しているところ、契約の相手方を他の業者に変更する場合には、当該システムの撤去及び他の業者のシステムを設置するための新たな経費が発生することから、現契約業者と契約することが有利であるため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号口)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度以降、機械警備システムの更新時期に一般競争入札を実施)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
505	(株)セコム	庁舎機械警備業務	支出負担行為担当官代理 岐阜地方法務局次長 黒阪純一 (岐阜県岐阜市金竜町5-13)	平成17年4月1日	2,893,275	庁舎機械警備を行うために契約業者の独自のシステムを設置しているところ、契約の相手方を他の業者に変更する場合には、当該システムの撤去及び他の業者のシステムを設置するための新たな経費が発生することから、現契約業者と契約することが有利であるため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号口)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度以降、機械警備システムの更新時期に一般競争入札を実施)	
506	(株)セコム	庁舎機械警備業務	支出負担行為担当官代理 岡山地方法務局次長 植田和男 (岡山県岡山市南方1-3-58)	平成17年4月1日	3,118,500	庁舎機械警備を行うために契約業者の独自のシステムを設置しているところ、契約の相手方を他の業者に変更する場合には、当該システムの撤去及び他の業者のシステムを設置するための新たな経費が発生することから、現契約業者と契約することが有利であるため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号口)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度以降、機械警備システムの更新時期に一般競争入札を実施)	
507	(株)セコム	庁舎機械警備業務	支出負担行為担当官代理 和歌山地方法務局上席訟務官 山田敏雄 (和歌山県和歌山市二番丁2番地)	平成17年4月1日	3,879,300	庁舎機械警備を行うために契約業者の独自のシステムを設置しているところ、契約の相手方を他の業者に変更する場合には、当該システムの撤去及び他の業者のシステムを設置するための新たな経費が発生することから、現契約業者と契約することが有利であるため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号口)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度以降、機械警備システムの更新時期に一般競争入札を実施)	
508	(株)セコム	庁舎機械警備業務	支出負担行為担当官代理 神戸地方法務局上席訟務官 山崎徹 (兵庫県神戸市中央区波止場町1-1)	平成17年4月1日	5,670,000	庁舎機械警備を行うために契約業者の独自のシステムを設置しているところ、契約の相手方を他の業者に変更する場合には、当該システムの撤去及び他の業者のシステムを設置するための新たな経費が発生することから、現契約業者と契約することが有利であるため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号口)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行したもの(18年度以降、機械警備システムの更新時期に一般競争入札を実施)	
509	高松空港ビル(株)	高松空港審査事務室賃貸借	支出負担行為担当官 高松入国管理局長 宮内大介 (香川県高松市丸の内1-1)	平成17年4月1日	2,834,592	設備、立地条件等の諸条件を満たす唯一の物件であることから、同物件の所有者と随意契約したものの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
510	日本生命保険相互会社	高崎出張所建物賃貸借	支出負担行為担当官代理 東京入国管理局次長 大和田高道 (東京都港区港南5-5-30)	平成17年4月1日	24,898,980	契約の目的地が代替性のない特定の位置にある建物であって、他の位置にある建物を賃貸借しても契約の目的を達しないことから、当該建物の所有者と随意契約したもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
511	日本生命保険相互会社	宇都宮出張所建物賃貸借	支出負担行為担当官代理 東京入国管理局次長 大和田高道 (東京都港区港南5-5-30)	平成17年4月1日	32,569,356	契約の目的地が代替性のない特定の位置にある建物であって、他の位置にある建物を賃貸借しても契約の目的を達しないことから、当該建物の所有者と随意契約したもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
512	松下電器産業株式会社パナソニックシステムソリューションズ社	法務図書館・判例情報システム保守	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 原 優 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成17年4月1日	4,509,750	判例情報等システムは、契約業者が独自に開発・構築したものであり、システムの安定稼働に当たっては、同システムの内容を熟知していることが必要であるところ、保守作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
513	松下電器産業株式会社パナソニックシステムソリューションズ社	出入国審査用旅券自動読取装置撤去・据付作業等	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 原 優 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成17年11月9日	4,830,000	据付機器は、契約業者が独自に開発・制作したものであり、撤去・据付作業にあたっては、同機器のシステム内容を熟知していることはもちろんのこと、既設置の審査端末機への接続を迅速かつ的確に行うことが必要であるところ、一連の同作業を安全・確実に遂行可能であるのは同業者のみであったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
514	松下電器産業株式会社パナソニックシステムソリューションズ社	法務省メッセージギャラリーの設置	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 原 優 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成17年4月1日	6,405,000	本件は法務省メッセージギャラリー設置システムの一部改修であるところ、平成16年度に実施した法務省メッセージギャラリーの設置に際し、当省の広報・啓発の目的若しくは意図に合致し、かつ内容においても充実したものでなければならないことから企画競争を行い、契約業者と契約を締結して実施したものであるが、フロアガイドシステム、映像端末システム及び展示パネルは、契約業者が独自に設計・開発・構築したものであり、一部改修するに当たっては、同システム等の機能・構成等を熟知しているのはもちろんのこと、既設機器へのインストール作業を迅速かつ的確に行うことが必要であるところ、一連の同作業を確実に履行可能であるのは同業者のみであるため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
515	松下電器産業株式会社パナソニックシステムソリューションズ社	出入国審査総合管理システム用 旅券自動読取装置保守	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 原 優 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成17年4月1日	20,049,120	旅券自動読取装置は、契約業者が独自に開発・製作したものであり、迅速かつ的確な出入国審査を遂行するためには、同装置のシステム内容を熟知していなければならない、開発元である同業者以外には保守業務を行うことは不可能であったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
516	松下電器産業株式会社パナソニックシステムソリューションズ社	出入国審査総合管理システム用 旅券自動読取装置賃貸借	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 原 優 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成17年4月1日	292,163,592	旅券自動読取装置は、契約業者が独自に開発・制作したものであり、また、同装置にかかる審査端末機への接続、設置及び保守についても一貫して同業者が携わっているものであるところ、迅速かつ的確な出入国審査を遂行するためには、同装置の開発元である同業者以外と契約することは不可能であったため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	

No.	所管公益法人等の名称	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	緊急点検の結果	講ずる措置	備考
517	(財)建築コスト管理システム研究所	施設整備工事用複合単価作成業務	支出負担行為担当官 法務省大臣官房会計課長 原 優 (東京都千代田区霞が関1-1-1)	平成17年7月22日	26,738,250	本件複合単価作成に必要な積算システムを有する者が契約の相手方のみであり、競争を許さないため、随意契約としたもの。(会計法第29条の3第4項、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第1号)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ないもの)	
517	70				26,229,086,773				

(備 考)

(1)平成17年度に締結した随意契約のうち独立行政法人、特殊法人、認可法人及び所管公益法人並びに特定民間法人との間で締結したものについて記載(「特定民間法人」とは、公務員制度改革大綱(平成13年12月25日閣議決定)により、毎年12月に各府省が公表した退職した職員の「再就職状況の公表について」(過去3ヵ年分)において掲げられている民間法人及び各省庁が必要と認める法人をいう。)

(2)緊急点検の結果は、「問題があるもの」、「見直しの余地があるもの」、「その他のもの」に分類。

(3)講ずる措置は、「18年度以降において当該事務・事業の委託等を行わないものとしたもの」、「一般競争入札等に移行したもの」、「一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの」に分類(ただし、緊急点検の結果、「その他のもの」に分類されたものについては、「—」とした。)

(4)公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載。